品川区指定地域密着型サービス基準等条例および品川区指定地域密着型介護予防サービス基準等条例に関する取扱要領　新旧対照表

新	旧
（目次） 第一　基準等条例の性格 第二　総論 第三　地域密着型サービス 一　定期巡回･随時対応型訪問介護看護 二　夜間対応型訪問介護 二の二　地域密着型通所介護 三　認知症対応型通所介護 四　小規模多機能型居宅介護 五　認知症対応型共同生活介護 六　地域密着型特定施設入居者生活介護 七　地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 八　看護小規模多機能型居宅介護 第四　地域密着型介護予防サービス 一　地域密着型介護予防サービスに関する基準について 二　個別サービスの相違点 三　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第五　雑則	（目次） 第一　基準等条例の性格 第二　総論 第三　地域密着型サービス 一　定期巡回･随時対応型訪問介護看護 二　夜間対応型訪問介護 二の二　地域密着型通所介護 三　認知症対応型通所介護 四　小規模多機能型居宅介護 五　認知症対応型共同生活介護 六　地域密着型特定施設入居者生活介護 七　地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 八　看護小規模多機能型居宅介護 第四　地域密着型介護予防サービス 一　地域密着型介護予防サービスに関する基準について 二　個別サービスの相違点 三　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
第一　基準等条例の性格　（省略）	第一　基準等条例の性格　（省略）
第二　総論 １　事業者指定の単位について　（省略） ２　用語の定義 基準等条例第2条において、一定の用語についてその定義を明らかにしているところであるが、以下は、同条に定義が置かれている用語について、その意味をより明確なものとするとともに、基準等条例中に用いられている用語であって、定義規定が置かれていないものの意味を明らかにするものである。 ⑴「常勤換算方法」 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（35時間を下回る場合は35時間を基本とする。）で除	第二　総論 １　事業者指定の単位について　（省略） ２　用語の定義 基準等条例第2条において、一定の用語についてその定義を明らかにしているところであるが、以下は、同条に定義が置かれている用語について、その意味をより明確なものとするとともに、基準等条例中に用いられている用語であって、定義規定が置かれていないものの意味を明らかにするものである。 ⑴「常勤換算方法」 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（35時間を下回る場合は35時間を基本とする。）で除

新	旧
することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、指定小規模多機能型居宅介護事業所と指定認知症対応型共同生活介護事業所を併設している場合であって、ある従業者が指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者と指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者を兼務する場合、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の勤務延時間数には、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。 ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）または育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第 23 条第1項、同条第3項または同法第 24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児および介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。	することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、指定小規模多機能型居宅介護事業所と指定認知症対応型共同生活介護事業所を併設している場合であって、ある従業者が指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者と指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者を兼務する場合、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の勤務延時間数には、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。
⑵ （省略） ⑶ 「常勤」 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、母性健康管理措置または育児および介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられているものについては、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例え	⑵ （省略） ⑶ 「常勤」 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（35時間を下回る場合は35時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられているものについては、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。 また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が

新	旧
ば、一の事業者によって行われる指定認知症対応型通所介護事業所と指定認知症対応型共同生活介護事業所が併設されている場合、指定認知症対応型通所介護事業所の管理者と指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。 また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 65 条に規定する休業(以下「産前産後休業」という。)、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業(以下「育児休業」という。)、同条第2号に規定する介護休業(以下「介護休業」という。)、同法第 23 条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置または同法第 24 条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業(以下「育児休業に準ずる休業」という。)を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。	勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、一の事業者によって行われる指定認知症対応型通所介護事業所と指定認知症対応型共同生活介護事業所が併設されている場合、指定認知症対応型通所介護事業所の管理者と指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。
⑷・⑸ （省略）	⑷・⑸ （省略）
3 指定地域密着型サービスと指定地域密着型介護予防サービスの一体的運営等について （省略）	3 指定地域密着型サービスと指定地域密着型介護予防サービスの一体的運営等について （省略）
第三 地域密着型サービス	第三 地域密着型サービス
一 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	一 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
1 基本方針 （省略）	1 基本方針 （省略）
2 人員に関する基準	2 人員に関する基準
⑴ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数(基準等条例第6条)	⑴ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数(基準等条例第6条)
① オペレーター	① オペレーター
イ （省略）	イ （省略）
ロ オペレーターは提供時間帯を通じて1以上配置している必要があるが、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に常駐している必要はなく、定期巡回サービスを行う訪問介護員等に同行し、地域を巡回しながら利用者からの通報に対応することも差し支えない。また、午後6時から午前8時までの時間帯については、ICT等の活用により、	ロ オペレーターは提供時間帯を通じて1以上配置している必要があるが、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に常駐している必要はなく、定期巡回サービスを行う訪問介護員等に同行し、地域を巡回しながら利用者からの通報に対応することも差し支えない。また、サテライト拠点を有する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において

新	旧
事業所外においても、利用者情報（具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合は、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。さらに、サテライト拠点を有する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所においては、本体となる事務所およびサテライト拠点のいずれかにおいて常時1以上のオペレーターが配置されていれば基準を満たすものである。なお、サービス利用の状況や利用者数および業務量を考慮し適切な員数の人員を確保するものとする。	は、本体となる事務所およびサテライト拠点のいずれかにおいて常時1以上のオペレーターが配置されていれば基準を満たすものである。なお、サービス利用の状況や利用者数および業務量を考慮し適切な員数の人員を確保するものとする。
ハ～ヘ （省略）	ハ～ヘ （省略）
② （省略）	② （省略）
③ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等	③ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等
イ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は当該職務に専従し、かつ、提供時間帯を通じて1以上配置している必要があるが、定期巡回サービスおよび同一敷地内の指定訪問介護事業所ならびに指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができることとしているほか、オペレーターが当該業務に従事することも差し支えないこと。また、午後6時から午前8時までの時間帯については、利用者からの連絡を受けた後、事業所から利用者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。さらに、サテライト拠点を有する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所においては、本体となる事務所およびサテライト拠点のいずれかにおいて、事業所として必要とされる随時訪問サービスを行う訪問介護員等が配置されていれば基準を満たすものである。なお、サービス利用の状況や利用者数および業務量を考慮し適切な員数の人員を確保するものとする。	イ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は当該職務に専従し、かつ、提供時間帯を通じて1以上配置している必要があるが、定期巡回サービスおよび同一敷地内の指定訪問介護事業所ならびに指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができることとしているほか、オペレーターが当該業務に従事することも差し支えないこと。また、サテライト拠点を有する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所においては、本体となる事務所およびサテライト拠点のいずれかにおいて、事業所として必要とされる随時訪問サービスを行う訪問介護員等が配置されていれば基準を満たすものである。なお、サービス利用の状況や利用者数および業務量を考慮し適切な員数の人員を確保するものとする。
ロ （省略）	ロ （省略）
④ 訪問看護サービスを行う看護師等	④ 訪問看護サービス行う看護師等
イ～チ （省略）	イ～チ （省略）
⑤ 計画作成責任者	⑤ 計画作成責任者

新	旧
計画作成責任者は①から④までに掲げる定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者のうち、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士または介護支援専門員から1人以上を選任しなければならないこととしており、オペレーターの要件として認められているサービス提供責任者として3年以上従事した者については、当該資格等を有しない場合、計画作成責任者としては認められないことに留意すること。また、利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務もできるものである。なお、利用者数および業務量を考慮し適切な員数の人員を確保するものとする。	計画作成責任者は①から④までに掲げる定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者のうち、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士または介護支援専門員から1人以上を選任しなければならないこととしており、オペレーターの要件として認められているサービス提供責任者として3年以上従事した者については、当該資格等を有しない場合、計画作成責任者としては認められないことに留意すること。なお、利用者数および業務量を考慮し適切な員数の人員を確保するものとする。
⑵ 管理者（基準等条例第7条） 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者はオペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等または訪問看護サービス行う看護師等である必要はないものである ① 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のオペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等、訪問看護サービス行う看護師等または計画作成責任者の職務に従事する場合 ②・③ （省略）	⑵ 管理者（基準等条例第7条） 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者はオペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等または訪問看護サービス行う看護師等である必要はないものである。 ① 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のオペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等または訪問看護サービス行う看護師等の職務に従事する場合 ②・③ （省略）
3 設備等に関する基準(基準等条例第8条) （省略）	3 設備等に関する基準(基準等条例第8条) （省略）
4 運営に関する基準 ⑴ 介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について基準等条例第3条第4項は、指定地域密着型サービスの提供に当たっては、法第118 条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。この場合において、「科学的介護情報システム（LIFE：Long-term care Information system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報およびフィードバック情報を活用することが望ましい（この点については、以下の他のサービス種類についても同様とする。）。	4 運営に関する基準 （新設）

新	旧
⑵～⒇　（現行とおり）	⑴～⒆　（省略）
㉑　運営規程 基準等条例第31条は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の適正な運営および利用者に対する適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保するため、同条第1号から第9号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない（この点については他のサービス種類についても同様とする。）。 ①　従業者の職種、員数および職務の内容（第2号） 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準等条例第6条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない（基準等条例第9条に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。）（以下、他のサービス種類についても同趣旨）。	⒇　運営規程 基準等条例第31条は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の適正な運営および利用者に対する適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保するため、同条第1号から第8号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない（この点については他のサービス種類についても同様とする。）。 （新設）
②～⑤　（現行とおり）	①～④　（省略）
⑥　虐待の防止のための措置に関する事項（第8号） ㉛の虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待または虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること（以下、他のサービスについても同趣旨）。	（新設）
㉒　勤務体制の確保等 基準等条例第32条は、利用者に対する適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。	㉑　勤務体制の確保等 基準等条例第32条は、利用者に対する適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。
①～⑤　（現行とおり）	①～⑤　（省略）
⑥　同条第5項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第 11 条第1項および労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41	（新設）

新	旧
年法律第 132 号）第 30 条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的内容および事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 イ　事業主が講ずべき措置の具体的内容 　事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号）および事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 a　事業主の方針等の明確化およびその周知・啓発 　職場におけるハラスメントの内容および職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 　相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 　なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の2第1項の規定により、中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が 5000 万円以下ま	

新	旧
たは常時使用する従業員の数が 100 人以下の企業）は、令和4年4月１日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。 ロ　事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）および③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者またはその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるに当たっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にされたい。 （https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html） 加えて、東京都において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。 ㉓　業務継続計画の策定等 ①　基準等条例第32条の2は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を受けられるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業	（新設）

新	旧
務継続計画」という。)を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対して、必要な研修および訓練(シミュレーション)を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修および訓練の実施については、基準等条例第32条の2に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修および訓練の実施に当たっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 　なお、当該義務付けの適用に当たっては、品川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(令和3年品川区条例第10号。以下「令和3年改正条例」という。)付則第3項において、経過措置を設けており、令和6年3月 31日までの間は、努力義務とされている。 ② 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」および「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症および災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 イ 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) ロ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) c 他施設および地域との連携	

新	旧
③　研修の内容は、感染症および災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。 　職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防およびまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 ④　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防およびまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上および実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 (24)　衛生管理等 ①　基準等条例第33条第1項および第2項は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の清潔の保持および健康状態の管理ならびに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の設備および備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。特に、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が感染源となることを予防し、また定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。 ②　同条第3項に規定する感染症が発生し、またはまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。	(22)　衛生管理等 　基準等条例第33条は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の清潔の保持および健康状態の管理ならびに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の設備および備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。特に、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が感染源となることを予防し、また定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。 （新設）

新	旧
なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正条例付則第4項において、経過措置を設けており、令和6年3月 31 日までの間は、努力義務とされている。 イ　感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任および役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ロ　感染症の予防およびまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防およびまん延の防止のための指針」には、平常時の対策および発生時の対応を規定する。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、区における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が	

新	旧
想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。 ハ　感染症の予防およびまん延の防止のための研修ならびに訓練 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対する「感染症の予防およびまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針および研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 ㉕　掲示 ①　基準等条例第34条第1項は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選	（新設）

新	旧
択に資すると認められる重要事項を指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。 イ　事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者またはその家族に対して見やすい場所のことであること。 ロ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 ②　同条第2項は、重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者またはその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所内に備え付けることで同条第1項の掲示に代えることができることを規定したものである。 (26)～(28)　（現行とおり） (29)　地域との連携等 ①　基準等条例第39条第1項に定める介護・医療連携推進会議は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者、地域の医療関係者、区職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることおよび当該会議において、地域における介護および医療に関する課題について関係者が情報共有を行い、介護と医療の連携を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものである。この介護・医療連携推進会議は、事業所の指定申請時には、既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要となるものである。また、地域住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が、地域の医療関係者とは、郡市区医師会の医師等、地域の医療機関の医師や医療ソーシャルワーカー等が考えられる。 また、介護・医療連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者またはその家族（以下この①において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装	(23)～(25)　（省略） (26)　地域との連携等 ①　基準等条例第39条第1項に定める介護・医療連携推進会議は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者、地域の医療関係者、区職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることおよび当該会議において、地域における介護および医療に関する課題について関係者が情報共有を行い、介護と医療の連携を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものである。この介護・医療連携推進会議は、事業所の指定申請時には、既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要となるものである。また、地域住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が、地域の医療関係者とは、郡市区医師会の医師等、地域の医療機関の医師や医療ソーシャルワーカー等が考えられる。

新	旧
置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、介護・医療連携推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の介護・医療連携推進会議を合同で開催して差し支えない。 イ 利用者等については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 ロ～ニ （現行とおり） ②・③ （現行とおり） ④ 基準等条例第39条第3項は、基準等条例第3条第2項の趣旨に基づき、介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、区との密接な連携に努めることを規定したものである。なお、「区が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く区が高齢者クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。 ⑤ 基準等条例第39条第4項は、高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、第10条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の利用者にもサービス提供を行わなければならないことを定めたものである。なお、こうした趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて区が条例を定める場合や、地域密着型サービス運営委員会等の意見を踏まえて指定の際に条件を付す場合において、例えば、当該事業所の利用者のうち、一定割合以上を当該集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の規定を定めることは差し支えないものである。この際、自立支援や重度化防止等につながるようなサービス提供がなされているか等、サービスの質が担保されているかが重要であることに留意すること。	なお、介護・医療連携推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の介護・医療連携推進会議を合同で開催して差し支えない。 イ 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 ロ～ニ （省略） ②・③ （省略） ④ 基準等条例第39条第3項は、基準等条例第3条第2項の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、区との密接な連携に努めることを規定したものである。なお、「区が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く区が高齢者クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。 ⑤ 基準等条例第39条第4項は、高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する高齢者に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合、いわゆる「囲い込み」による閉鎖的なサービス提供が行われないよう、第10条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の利用者にもサービス提供を行わなければならないことを定めたものである。なお、こうした趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて区が条例を定める場合や、地域密着型サービス運営委員会等の意見を踏まえて指定の際に条件を付す場合において、例えば、当該事業所の利用者のうち、一定割合以上を当該集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の規定を定めることは差し支えないものである。
(30) （現行とおり）	(27) （省略）
(31) 虐待の防止	（新設）

新	旧
基準等条例第40条の2は虐待の防止に関する事項について規定したものである。虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。 ・虐待の未然防止 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。 ・虐待等の早期発見 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者は、虐待等またはセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、区の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましい。また、利用者およびその家族からの虐待等に係る相談、利用者から区への虐待の届出について、適切な対応をすること。 ・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに区の窓口に通報される必要があり、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、区等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。	

新	旧
なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正条例付則第2項において、経過措置を設けており、令和6年3月 31 日までの間は、努力義務とされている。 ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（第1号） 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という。）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務および役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。 なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。 また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。 ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること。 ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。 ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること。	

新	旧
ホ　従業者が虐待等を把握した場合に、区への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。 ヘ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。 ト　前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。 ②　虐待の防止のための指針(第2号) 　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 イ　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ　成年後見制度の利用支援に関する事項 ト　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項 ③　虐待の防止のための従業者に対する研修（第3号） 　従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。 　職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。 　また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。 ④　虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第4号） 　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するた	

新	旧
め、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。	
⑶2 （現行とおり）	⑵8 （省略）
⑶3 記録の整備 基準等条例第42条第2項は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が同項各号に規定する記録を整備し、2年間保存しなければならないこととしたものである。 なお、「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。 また、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が保険医療機関である場合は、同条により整備すべき記録のうち、訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画、指示書および訪問看護報告書については、診療録および診療記録の保存でも差し支えない。	⑵9 記録の整備 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が保険医療機関である場合は、基準等条例第42条により整備すべき記録のうち、訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画、指示書および訪問看護報告書については、診療録および診療記録の保存でも差し支えない。
5 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員および運営に関する基準の特例	5 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員および運営に関する基準の特例
⑴ （現行とおり）	⑴ （省略）
⑵ 指定訪問看護事業者との連携（基準等条例第44条）	⑵ 指定訪問看護事業者との連携（基準等条例第44条）
① （現行とおり）	① （省略）
② 同条第2項は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、連携指定訪問看護事業所との契約に基づき、次に掲げる事項について必要な協力をなければならないこととしたものである。なお、当該連携に要する経費については、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携指定訪問看護事業所との間の契約に基づく委託料として、両者の合意の下、適切に定めること。	② 同条第2項は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、連携指定訪問看護事業所との契約に基づき、次に掲げる事項について必要な協力をなければならないこととしたものである。なお、当該連携に要する経費については、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携指定訪問看護事業所との間の契約に基づく委託料として、両者の合意の下、適切に定めること。
イ～ハ （現行とおり）	イ～ハ （省略）
ニ その他必要な指導および助言 なお、イについては、連携指定訪問看護事業所の利用者に関しては、指定訪問看護の提供時に把握した利用者の心身の状況について情報共有を図ることで足りるほか、連携指定訪問看護事業所の利用者以外に関しても、連携指定訪問看護事業所の職員が必ず行わなければならないものではなく、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業	ニ その他必要な指導および助言 なお、イについては、連携指定訪問看護事業所の利用者に関しては、指定訪問看護の提供時に把握した利用者の心身の状況について情報共有を図ることで足りるほか、連携指定訪問看護事業所の利用者以外に関しても、連携指定訪問看護事業所の職員が必ず行わなければならないものではなく、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業

新	旧
所のオペレーターとして従事する保健師、看護師または准看護師や、当該連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が実施する他の事業に従事する保健師、看護師または准看護師により実施することも差し支えない。この場合において、当該アセスメントおよびモニタリングの結果については連携指定訪問看護事業所に情報提供を行わなければならないこと(連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が実施する他の事業に従事する者が行う場合の取扱いについては、4の⑰の③も併せて参照すること。)。	所のオペレーターとして従事する保健師、看護師または准看護師や、当該連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が実施する他の事業に従事する保健師、看護師または准看護師により実施することも差し支えない。この場合において、当該アセスメントおよびモニタリングの結果については連携指定訪問看護事業所に情報提供を行わなければならないこと(連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が実施する他の事業に従事する者が行う場合の取扱いについては、4の⑯の③も併せて参照すること。)。
③ (現行とおり)	③ (省略)
二 夜間対応型訪問介護	二 夜間対応型訪問介護
1 基本方針(基準等条例第45条) (現行とおり)	1 基本方針(基準等条例第45条) (省略)
2 人員に関する基準	2 人員に関する基準
(1) 訪問介護員等の員数(基準等条例第47条)	(1) 訪問介護員等の員数(基準等条例第47条)
① オペレーションセンター従業者	① オペレーションセンター従業者
イ (現行とおり)	イ (省略)
ロ オペレーターは、提供時間帯を通じて1以上配置している必要があるが、指定夜間対応型訪問介護事業所に常駐している必要はなく、定期巡回サービスを行う訪問介護員等に同行し、地域を巡回しながら利用者からの通報に対応することも差し支えないこと。また、午後6時から午前8時までの時間帯は、ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報(具体的サービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等)の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合は、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。さらに、サテライト拠点を有する指定夜間対応型訪問介護事業所においては、本体となる事務所およびサテライト拠点のいずれかにおいて常時1以上のオペレーターが配置されていれば基準を満たすものである。なお、サービス利用の状況や利用者数および業務量を考慮し適切な員数の人員を確保するものとする。	ロ オペレーターは、提供時間帯を通じて1以上配置している必要があるが、指定夜間対応型訪問介護事業所に常駐している必要はなく、定期巡回サービスを行う訪問介護員等に同行し、地域を巡回しながら利用者からの通報に対応することも差し支えない。
ハ (現行とおり)	ハ (省略)

新	旧
ニ　オペレーターは、利用者からの通報を受け、訪問の要否等の必要性を判断する能力が求められることから、看護師、介護福祉士等の資格を有する者としたものであるが、オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、オペレーターは、訪問介護員等の資格を有する者で差し支えない。	ニ　オペレーターは、利用者からの通報を受け、訪問の要否等の必要性を判断する能力が求められることから、看護師、介護福祉士等の資格を有する者としたものであるが、オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、オペレーターは、訪問介護員等の資格を有する者で差し支えない。なお、オペレーターを特別養護老人ホーム等の夜勤職員に行わせることは認められない（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、同一の事業所において一体的に事業を実施している場合であって、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が基準等条例第6条第5項の適用を受ける場合を除く。）。
ホ　オペレーターは、随時訪問サービスを行う訪問介護員等として従事できること。なお、基準等条例第47条第6項における「利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合」とは、ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合であること。	（新設）
へ　基準等条例第47条第4項各号に掲げる施設等の入所者等の処遇に支障がないと認められる場合に、当該施設等の職員（イの要件を満たす職員に限る。）をオペレーターとして充てることができることとしていること。また、当該オペレーターの業務を行う時間帯について、当該施設等に勤務しているものとして取扱うことができること。ただし、当該職員が定期巡回サービスまたは随時訪問サービスに従事する場合は、当該勤務時間を当該施設等の勤務時間には算入できない（オペレーターの配置についての考え方についてはハと同様）ため、当該施設等における最低基準（当該勤務を行うことが介護報酬における加算の評価対象となっている場合は、当該加算要件）を超えて配置している職員に限られることに留意すること。	（新設）
ト　面接相談員は、利用者からの通報を受けた場合に適切に対応できるようにする観点から、日中の面接等を通じて利用者の状況を把握するために配置することとしたものである。したがって、面接相談員について	ホ　面接相談員は、利用者からの通報を受けた場合に適切に対応できるようにする観点から、日中の面接等を通じて利用者の状況を把握するために配置することとしたものである。したがって、面接相談員については、

新	旧
は、オペレーターと同様の資格またはこれらと同等の知識経験を有する者を配置するように努めることが必要である。また、面接相談員は、面接を適切に行うために必要な人員を配置すればよく、夜間勤務のオペレーター、訪問介護員等や管理者が従事することも差し支えない。	オペレーターと同様の資格またはこれらと同等の知識経験を有する者を配置するように努めることが必要である。また、面接相談員は、面接を適切に行うために必要な人員を配置すればよく、夜間勤務のオペレーターや訪問介護員等が従事することも差し支えない。
② 訪問介護員等	② 訪問介護員等
イ（現行とおり）	イ（省略）
ロ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は当該職務に専従し、かつ、提供時間帯を通じて1以上配置している必要があるが、定期巡回サービスおよび同一敷地内の指定訪問介護事業所ならびに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができることとしているほか、オペレーターが当該業務に従事することも差し支えないこと。また、午後6時から午前8時までの時間帯については、利用者からの連絡を受けた後、事業所から利用者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。さらに、サテライト拠点を有する指定夜間対応型訪問介護事業所においては、本体となる事務所およびサテライト拠点のいずれかにおいて、事業所として必要とされる随時訪問サービスを行う訪問介護員等が配置されていれば基準を満たすものである。なお、サービス利用の状況や利用者数および業務量を考慮し適切な員数の人員を確保するものとする。	（新設）
ハ・ニ （現行とおり）	ロ・ハ （省略）
⑵ 管理者（基準等条例第48条）	⑵ 管理者（基準等条例第48条）
指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、当該指定夜間対応型訪問介護事業所のオペレーションセンター従業者（面接相談員を含む。）または訪問介護員等としての職務に従事する場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。また、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受けて、	指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、当該指定夜間対応型訪問介護事業所のオペレーションセンター従業者または訪問介護員等としての職務に従事する場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。また、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、以下の場合であっ

新	旧
一体的に運営するときは、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。 ①・②　（現行とおり） 3　設備等に関する基準（基準等条例第49条）（現行とおり） 4　運営に関する基準 ⑴（現行とおり） ⑵　夜間対応型訪問介護計画の作成 ①～⑤（現行とおり） ⑥　居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定夜間対応型訪問介護事業者については、第三の一の4の⒄⑫を準用する。この場合において、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」とあるのは「夜間対応型訪問介護計画」と読み替える。 ⑶・⑷（現行とおり） ⑸　運営規程 基準等条例第55条は、指定夜間対応型訪問介護の事業の適正な運営および利用者に対する適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保するため、同条第1号から第9号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに義務づけたものであるが、同条第4号の「指定夜間対応型訪問介護の内容」とは、オペレーションセンターサービス、定期巡回サービスおよび随時訪問サービスの内容を指すものであることに留意するものとする。 ⑹　勤務体制の確保等 基準等条例第56条は、利用者に対する適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。 ①・②（現行とおり） ③　同条第2項ただし書は、当該夜間対応型訪問介護事業所の夜間対応型訪問介護従業者によって指定夜間対応型訪問介護を提供するべきであるが、地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながら、指定夜間対応型訪問介護の実施を可能とする観点から、地域の指定訪問介護事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対して、定期巡回サービス、オペレーションセンターサービスおよび	て、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。 ①・②（省略） 3　設備等に関する基準（基準等条例第49条）（省略） 4　運営に関する基準 ⑴（省略） ⑵　夜間対応型訪問介護計画の作成 ①～⑤（省略） ⑥　居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定夜間対応型訪問介護事業者については、第三の一の4の⒃⑫を準用する。この場合において、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」とあるのは「夜間対応型訪問介護計画」と読み替える。 ⑶・⑷（省略） ⑸　運営規程 基準等条例第55条は、指定夜間対応型訪問介護の事業の適正な運営および利用者に対する適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保するため、同条第1号から第8号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに義務づけたものであるが、同条第4号の「指定夜間対応型訪問介護の内容」とは、オペレーションセンターサービス、定期巡回サービスおよび随時訪問サービスの内容を指すものであることに留意するものとする。 ⑹　勤務体制の確保等 基準等条例第56条は、利用者に対する適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。 ①・②（省略） ③　同条第2項ただし書は、随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携を図ることにより指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることができるものであり、他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることができる場合としては、利用者が昼間に利用してい

新	旧
随時訪問サービスの事業の一部を委託することができることとしたものである。この場合において、「事業の一部」の範囲については区長が判断することとなるが、同一時間帯において、全ての利用者に対する定期巡回サービス、オペレーションセンターサービスおよび随時訪問サービスの全てを委託してはならないという趣旨であることに留意すること。したがって、指定夜間対応型訪問介護事業所が定期巡回サービス、オペレーションセンターサービスおよび随時訪問サービスのいずれも提供しない時間帯が生じることは認められないこと。なお、事業の一部委託に当たっては契約に基づくこととし、当該契約において、当該委託業務に要する委託料ならびに利用者に関する情報の取扱い方法、委託するサービスの具体的な実施方法、事故発生時等の責任の所在および緊急時等の対応方法等について定めるとともに、利用者に対して当該契約の内容についての説明を十分に行うこと。 （一部委託の例） イ　利用者 50 人を担当する指定夜間対応型訪問介護事業所が、事業所の所在地と一定以上の距離を有する地域に居住する利用者 10 人に係る定期巡回サービス、オペレーションセンターサービスおよび随時訪問サービスを当該利用者が居住する地域に所在する指定訪問介護事業所に委託 ロ　深夜帯におけるオペレーションセンターサービスおよび随時訪問サービスを、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に委託（指定夜間対応型訪問介護事業所は定期巡回サービスを実施） ④　同条第3項は、オペレーションセンターサービスに限り、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間での一体的実施ができることとしたものである。この場合において、一体的実施ができる範囲について区を越えることを妨げるものではなく、オペレーションセンターサービスが単なる通報受け付けサービスではないことを踏まえ、それぞれの事業所における利用者情報（提供されている具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）、事業所周辺の医療機関の情報、随時の気象状況や道路状況等、当該事業所がオペレーションセンターサービスを行うために必要な情報が随時把握されており、かつ、平均的な随時対応件数を踏まえて適切な体制が確保されており、利用者の心身の状況に	る指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせる場合などが想定される。この場合、オペレーションセンターサービスを行っている指定夜間対応型訪問介護事業所が随時訪問サービスの出来高部分も含めて介護報酬を請求し、その介護報酬の中から他の指定訪問介護事業所に随時訪問サービスに係る委託料を支払うことになるものである。なお、定期巡回サービスは他の指定訪問介護事業所に委託することはできないものであること。 （新設） （新設） ④　同条第3項は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を一体的に行う指定夜間対応型訪問介護事業所については、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部が基準等条例第32条第2項の規定に基づき他の指定訪問介護事業所または指定夜間対応型訪問介護事業所に委託されている場合に限り、区長が認める範囲内において、定期巡回サービス、オペレーションセンターサービスおよび随時訪問サービスの事業の一部を当該他の指定訪問介護事業所または指定夜間対応型訪問介護事業所に委託できることとしたものである。なお、この場合の取扱いについては、指定定期巡回・

新	旧
応じて必要な対応を行うことができる場合に認められるものであり、全国の利用者に対するオペレーションセンターサービスを1か所の指定夜間対応型訪問介護事業所に集約するような業務形態は想定していない。なお、一体的実施に当たっては同一法人の事業所間に限らず、別法人の事業所間でも認められるものであるが、この場合、契約に基づくこととし、当該契約において、当該業務に要する委託料および当該委託業務に要する委託料ならびに利用者に関する情報の取扱い方法、随時訪問サービスの具体的な実施方法、事故発生時等の責任の所在および緊急時等の対応方法等について定めるとともに、利用者に対して当該契約の内容についての説明を十分に行うこと。なおオペレーションセンターサービスの一体的実施により、オペレーションセンターサービスを行わない指定夜間対応型訪問介護事業所は、当該時間帯における定期巡回サービスおよび随時訪問サービスについては、実施しなければならないこと。	随時対応型訪問介護看護と同様であるので、第三の一の4の(21)の③を参照されたい。
⑤ （現行とおり）	⑤ （省略）
⑥ 同条第5項の規定は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基準等条例第32条第5項と基本的に同趣旨であるため、第三の一の4の(22)⑥を参照されたいこと。	（新設）
(7) 業務継続計画の策定等	（新設）
基準等条例第59条の規定により指定夜間対応型訪問介護の事業について準用される基準等条例第32条の2の規定については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、第三の一の4の(23)を参照されたい。	（新設）
(8) 衛生管理等	
基準等条例第59条の規定により指定夜間対応型訪問介護の事業について準用される基準等条例第33条の規定については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、第三の一の4の(24)を参照されたい。	
(9) 地域との連携等	(7) 地域との連携
① 基準等条例第57条第1項は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基準等条例第39条第3項の規定と同趣旨であるため、第三の一の4の(29)の④を参照されたい。	基準等条例第57条は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基準等条例第39条第3項の規定と同趣旨であるため、第三の一の4の(26)の④を参照されたい。

新	旧
② 同条第2項は、高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定夜間対応型訪問介護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定夜間対応型訪問介護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、基準等条例第59条において準用する基準等条例第10条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものである。なお、こうした趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて区が条例等を定める場合や、地域密着型サービス運営委員会等の意見を踏まえて指定の際に条件を付す場合において、例えば、当該事業所の利用者のうち、一定割合以上を当該集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の規定を設けることは差し支えないものである。この際、自立支援や重度化防止等につながるようなサービス提供がなされているか等、サービスの質が担保されているかが重要であることに留意すること。	（新設）
⑽ 虐待の防止 基準等条例第59条の規定により指定夜間対応型訪問介護の事業について準用される基準等条例第40条の2の規定については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、第三の一の4の(31)を参照されたい。	（新設）
⑾ 記録の整備 基準等条例第58条第2項は、指定夜間対応型訪問介護事業者が同項各号に規定する記録を整備し、2年間保存しなければならないこととしたものである。 なお、「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。	（新設）
⑿ 準用 基準等条例第59条の規定により、基準等条例第9条から第22条まで、第27条、第28条、第32条の2から第38条まで および第40条から第41条までの規定は、指定夜間対応型訪問介護の事業について準用されるた	⑻ 準用 基準等条例第59条の規定により、基準等条例第9条から第22条まで、第27条、第28条、第33条から第38条まで、第40条および第41条の規定は、指定夜間対応型訪問介護の事業について準用されるため、

新	旧
め、第三の一の4の(2)の①、(3)から(14)まで、(18)、(25)から(28)まで、(30)および(32)を参照されたい。この場合において、次の点に留意するものとする。	第三の一の4の(1)の①、(2)から(13)まで、(17)、(22)から(25)まで、(27)および(28)を参照されたい。この場合において、次の点に留意するものとする。
①～③　(現行とおり)	①～③　(省略)
二の二　地域密着型通所介護	二の二　地域密着型通所介護
1　人員に関する基準	1　人員に関する基準
(1)　従業者の員数(基準等条例第59条の3)	(1)　従業者の員数(基準等条例第59条の3)
①～⑤　(現行とおり)	①～⑤　(省略)
⑥　看護職員については、指定地域密着型通所介護事業所の従業者により確保することに加え、病院、診療所および訪問看護ステーションとの連携により確保することも可能である。具体的な取扱いは以下のとおりとする。	⑥　看護職員については、提供時間帯を通じて専従する必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて指定地域密着型通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。 また、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が指定地域密着型通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定地域密着型通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする。
イ　指定地域密着型通所介護事業所の従業者により確保する場合 提供時間帯を通じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて、指定地域密着型通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。	(新設)
ロ　病院、診療所および訪問看護ステーションとの連携により確保する場合 看護職員が指定地域密着型通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所および訪問看護ステーションと指定地域密着型通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図るものとする。	(新設)
なお、イとロにおける「密接かつ適切な連携」とは、指定地域密着型通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。	なお、「密接かつ適切な連携」とは、指定地域密着型通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。
⑦・⑧　(現行とおり)	⑦・⑧　(省略)
(2)～(4)　(現行とおり)	(2)～(4)　(省略)
2　設備に関する基準(基準等条例第59条の5)　(現行とおり)	2　設備に関する基準(基準等条例第59条の5)　(省略)
3　運営に関する基準	3　運営に関する基準
(1)　利用料等の受領	(1)　利用料等の受領

新	旧
① 基準等条例第59条の7第1項、第2項および第5項の規定は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る第 21 条第1項、第2項および第4項の規定と同趣旨であるため、第三の一の4の⑿の①、②および④を参照されたい。 ② （現行とおり） ⑵ （現行とおり） ⑶ 地域密着型通所介護計画の作成 ①～⑤ （現行とおり） ⑥ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定地域密着型通所介護事業者については、第三の一の4の⒄⑫を準用する。この場合において、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」とあるのは「地域密着型通所介護計画」と読み替える。 ⑷（現行とおり） ⑸ 運営規程 基準等条例第59条の12は、指定地域密着型通所介護の事業の適正な運営および利用者に対する適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保するため、同条第1号から第11号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定地域密着型通所介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。 ①～④ （現行とおり） ⑤ 非常災害対策（第9号） ⑻の非常災害に関する具体的計画を指すものであること（基準等条例第73条第9号、第145条第8号および第168条第7号についても同趣旨）。 ⑹ 勤務体制の確保等 基準等条例第59条の13は、利用者に対する適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。 ①・② （現行とおり） ③ 同条第3項前段は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。	① 基準等条例第59条の7第1項、第2項および第5項の規定は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る第 21 条第1項、第2項および第4項の規定と同趣旨であるため、第三の一の4の⑿の①、②および④を参照されたい。 ② （省略） ⑵ （省略） ⑶ 地域密着型通所介護計画の作成 ①～⑤ （省略） ⑥ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定地域密着型通所介護事業者については、第三の一の4の⒃⑫を準用する。この場合において、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」とあるのは「地域密着型通所介護計画」と読み替える。 ⑷ （省略） ⑸ 運営規程 基準等条例第59条の12は、指定地域密着型通所介護の事業の適正な運営および利用者に対する適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保するため、同条第1号から第10号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定地域密着型通所介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。 ①～④ （省略） ⑤ 非常災害対策（第9号） ⑺の非常災害に関する具体的計画を指すものであること（基準等条例第73条第9号、第145条第8号および第168条第6号についても同趣旨）。 ⑹ 勤務体制の確保等 基準等条例第59条の13は、利用者に対する適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。 ①・② （省略） （新設）

新	旧
また、同項後段は、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識および技術を習得している者とすることとし、具体的には、同条第3項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者および生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程または訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。 なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正条例付則第5項において、経過措置を設けており、令和6年3月 31 日までの間は、努力義務とされている。指定地域密着型通所介護事業者は、令和6年3月 31 日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての地域密着型通所介護従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければならない。また、新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする（この場合についても、令和6年3月 31 日までは努力義務で差し支えない）。	
④ 同条第4項の規定は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基準等条例第32条第5項と基本的に同趣旨であるため、第三の一の4の㉒⑥を参照されたいこと。	（新設）
⑺ 業務継続計画の策定等	（新設）
① 基準等条例第59条の20により指定地域密着型通所介護の事業について準用される基準等条例第32条の2は、指定地域密着型通所介	

新	旧
護事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定地域密着型通所介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、地域密着型通所介護従業者に対して、必要な研修および訓練(シミュレーション)を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修および訓練の実施については、基準等条例第32条の2に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修および訓練の実施に当たっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正条例付則第3項において、経過措置を設けており、令和6年3月 31 日までの間は、努力義務とされている。 ② 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」および「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症および災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 イ 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) ロ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) c 他施設および地域との連携	

新	旧
③ 研修の内容は、感染症および災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防およびまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 ④ 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防およびまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上および実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 (8) 非常災害対策 ① 基準等条例第59条の15は、指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報および連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。関係機関への通報および連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む)および風水。害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定およびこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定地域密着型	(7) 非常災害対策 基準等条例第59条の15は、指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報および連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。関係機関への通報および連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む)および風水。害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定およびこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定地域密着型

新	旧
通所介護事業所にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定地域密着型通所介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。 ② 同条第2項は、指定地域密着型通所介護事業者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。	通所介護事業所にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定地域密着型通所介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。 （新設）
⑼ 衛生管理等 ① 基準等条例第59条の16は、指定地域密着型通所介護事業所の必要最低限の衛生管理等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。 イ 指定地域密着型通所介護事業者は、食中毒および感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 ロ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生およびまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。 ハ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 ② 同条第2項に規定する感染症が発生し、またはまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正条例付則第4項において、経過措置を設けており、令和6年3月 31 日までの間は、努力義務とされている。 イ 感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会	⑻ 衛生管理等 基準等条例第59条の16は、指定地域密着型通所介護事業所の必要最低限の衛生管理等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。 ① 指定地域密着型通所介護事業者は、食中毒および感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 ② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生およびまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。 ③ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 （新設）

新	旧
当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任および役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ロ　感染症の予防およびまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防およびまん延の防止のための指針」には、平常時の対策および発生時の対応を規定する。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、区における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。 ハ　感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練 地域密着型通所介護従業者に対する「感染症の予防およびまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な	

新	旧
知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針および研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上および実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 ⑽ 地域との連携等 ① 基準等条例第59条の17第1項に定める運営推進会議は、指定地域密着型通所介護事業所が、利用者、区職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものである。この運営推進会議は、事業所の指定申請時には、既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要となるものである。また、地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられる。 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者またはその家族（以下この①において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の	⑼ 地域との連携等 ① 基準等条例第59条の17第1項に定める運営推進会議は、指定地域密着型通所介護事業所が、利用者、区職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものである。この運営推進会議は、事業所の指定申請時には、既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要となるものである。また、地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられる。

新	旧
活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、指定地域密着型通所介護事業所と他の地域密着型サービス事業所を併設している場合においては、1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えない。 また、運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えない。 イ 利用者等については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 ロ （現行とおり） ②・③ （現行とおり） ④ 基準等条例第59条の17第4項は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基準等条例第39条第3項の規定と同趣旨であるため、第三の一の4の(29)の④を参照されたい。 ⑤ 基準等条例第59条の17第5項は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基準等条例第 39 条第4項の規定と同趣旨であるため、第三の一の4の(29)の⑤を参照されたい。 (11) 事故発生時の対応 基準等条例第59条の18は、利用者が安心して指定地域密着型通所介護の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、区（品川区以外の保険者の指定を受けている事業所にあっては、区および当該保険者）、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況および事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。	なお、指定地域密着型通所介護事業所と他の地域密着型サービス事業所を併設している場合においては、1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えない。 また、運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えない。 イ 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 ロ （省略） ②・③ （省略） ④ 基準等条例第59条の17第4項は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基準等条例第39条第3項の規定と同趣旨であるため、第三の一の4の(26)の④を参照されたい。 ⑤ 基準等条例第59条の17第5項は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基準等条例第 39 条第4項の規定と同趣旨であるため、第三の一の4の(26)の⑤を参照されたい。 (10) 事故発生時の対応 基準等条例第59条の18は、利用者が安心して指定地域密着型通所介護の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、区（品川区以外の保険者の指定を受けている事業所にあっては、区および当該保険者）、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況および事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。

新	旧
また、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。 なお、基準等条例第59条の19第2項の規定に基づき、事故の状況および事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しなければならない。 このほか、以下の点に留意するものとする。 ①～③ （現行とおり）	また、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。 なお、基準等条例第59条の18第2項の規定に基づき、事故の状況および事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しなければならない。 このほか、以下の点に留意するものとする。 ①～③ （省略）
⑿ 虐待の防止 基準等条例第59条の20の規定により指定地域密着型通所介護の事業について準用される基準等条例第40条の2の規定については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、第三の一の4の(31)を参照されたい。	（新設）
⒀ 記録の整備 基準等条例第59条の19は、指定地域密着型通所介護事業者が同項各号に規定する記録を整備し、2年間保存しなければならないこととしたものである。 なお、「その完結の日」とは、同項第1号から第5号までの記録については、個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。）により一連のサービス提供が終了した日、同項第6号の記録については、基準第 34 条第1項の運営推進会議を開催し、同条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日とする。	（新設）
⒁ 準用 基準等条例第59条の20の規定により、基準第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条および第53条は、指定地域密着型通所介護の事業について準用されるものであるため、第三の一の4の(2)から⑽まで、⑿、⒁、⒅、(25)から(28)までおよび(32)ならびに第三の二の4の(3)を参照されたい。	⑾ 準用 基準等条例第59条の20の規定により、基準第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条および第53条は、指定地域密着型通所介護の事業について準用されるものであるため、第三の一の4の(1)から(9)まで、⑾、⒀、⒄、(23)から(25)までおよび(28)ならびに第三の二の4の(3)を参照されたい。
4 共生型地域密着型通所介護に関する基準	4 共生型地域密着型通所介護に関する基準

新	旧
共生型地域密着型通所介護は、指定障害福祉サービス等基準第 78 条第1項に規定する指定生活介護事業者、指定障害福祉サービス等基準第 156 条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者、指定障害福祉サービス等基準第 166 条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下「指定通所支援基準」という。)第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者または指定通所支援基準第 66 条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者が、要介護者に対して提供する指定地域密着型通所介護をいうものであり、共生型地域密着型通所介護事業所が満たすべき基準は、次のとおりであること。 ⑴ 従業者の員数および管理者(基準等条例第59条の23第1号、第59条の24) ①・② (現行とおり) ⑵・⑶ (現行とおり) ⑷ 運営等に関する基準(基準等条例第59条の20の3) 基準等条例第59条の20の3の規定により、基準等条例第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条 まで、第40条の2、第41条、第53条および第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項ならびに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用されるものであるため、第三の一の4の⑵から⑽まで、⑿、⒁、⒅、㉕から㉘まで および㉜、第三の二の4の⑶ならびに第三の二の二の2の⑸および3の⑴から⒀までを参照されたいこと。 この場合において、準用される基準等条例第59条の12および第59条の14の規定について、共生型地域密着型通所介護の利用定員は、共生型地域密着型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限をいうものであること。つまり、介護給付の対象となる利用者(要介護者)の数と障害給付の対象となる利用者(障害者および障害児)の数との合計数により、利用定員を定めること。例えば、利用定員が 10 人という場合、要介護者と障害者および障害児とを合わせて 10 人という意味であり、利	共生型地域密着型通所介護は、指定障害福祉サービス等基準第 78 条第1項に規定する指定生活介護事業者、指定障害福祉サービス等基準第 156 条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者、指定障害福祉サービス等基準第 166 条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下「指定通所支援基準」という。)第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者または指定通所支援基準第 66 条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者が、要介護者に対して提供する指定地域密着型通所介護をいうものであり、共生型地域密着型通所介護事業所が満たすべき基準は、次のとおりであること。 ⑴ 従業者の員数及び管理者(基準等条例第59条の23第1号、第59条の24) ①・② (省略) ⑵・⑶ (省略) ⑷ 運営等に関する基準(基準等条例第59条の20の3) 基準等条例第59条の20の3の規定により、基準等条例第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条 まで、第41条、第53条及び第59条の2、59条の4、第59条の5第4項ならびに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用されるものであるため、第3の一の4の(1)から(9)まで、(11)、(13) 、(17) 、(23)から(25)まで及び(28)、第3の二の4の(3)並びに第3の二の二の2の(5)及び3の(1)から(10)までを参照されたいこと。 この場合において、準用される基準等条例第59条の12および第59条の14の規定について、共生型地域密着型通所介護の利用定員は、共生型地域密着型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限をいうものであること。つまり、介護給付の対象となる利用者(要介護者)の数と障害給付の対象となる利用者(障害者及び障害児)の数との合計数により、利用定員を定めること。例えば、利用定員が 10 人という場合、要介護者と障害者及び障害児とを合わせ

新	旧
用日によって、要介護者が5人、障害者および障害児が5人であっても、要介護者が2人、障害者および障害児が8人であっても、差し支えないこと。	て 10 人という意味であり、利用日によって、要介護者が5人、障害者及び障害児が5人であっても、要介護者が2人、障害者及び障害児が8人であっても、差し支えないこと。
⑸ （現行とおり）	⑸ （省略）
⑹ その他の留意事項 多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、多様な利用者が共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、要介護者、障害者および障害児に同じ場所で同時に提供することを想定している。 このため、同じ場所において、サービスを時間によって要介護者、障害者および障害児に分けて提供する場合（例えば、午前中に要介護者に対して地域密着型通所介護、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合）は、共生型サービスとしては認められないものである。	⑹ その他の留意事項 多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、多様な利用者が共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定している。 このため、同じ場所において、サービスを時間によって要介護者、障害者及び障害児に分けて提供する場合（例えば、午前中に要介護者に対して地域密着型通所介護、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合）は、共生型サービスとしては認められないものである。
5 指定療養通所介護の事業	5 指定療養通所介護の事業
⑴ （現行とおり）	⑴ （省略）
⑵ 人員に関する基準	⑵ 人員に関する基準
① 従業者の員数（基準等条例第59条の23）	① 従業者の員数（基準等条例第59条の23）
イ・ロ （現行とおり）	イ・ロ （省略）
ハ 療養通所介護計画に位置付けられた内容の指定療養通所介護を行うのに要する時間が異なる利用者が同一の日に混在する場合、必要な療養通所介護従業者の員数は、利用者ごとの利用時間数の合計値を1.5で除して得られる数以上の時間勤務するのに必要と認められる数以上となる。	ハ 療養通所介護計画に位置付けられた内容の指定療養通所介護を行うのに要する標準的な時間が短い利用者（3時間以上6時間未満）と長い利用者（6時間以上8時間未満）が同一の日に混在する場合、必要な療養通所介護従業者の員数は、利用者ごとの利用時間数の合計値を1.5で除して得られる数以上の時間勤務するのに必要と認められる数以上となる。
② （現行とおり）	② （省略）
⑶ （現行とおり）	⑶ （省略）
⑷ 運営に関する基準	⑷ 運営に関する基準
①～③ （現行とおり）	①～③ （省略）
④ 療養通所介護計画の作成	④ 療養通所介護計画の作成
イ～ニ （現行とおり）	イ～ニ （省略）

新	旧
ホ　居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定療養通所介護事業者については、第三の一の4の⒄⑫を準用する。この場合において、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」とあるのは「療養通所介護計画」と読み替える。	ホ　居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定療養通所介護事業者については、第三の一の4の⒃⑫を準用する。この場合において、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」とあるのは「療養通所介護計画」と読み替える。
⑤　（現行とおり）	⑤　（省略）
⑥　安全・サービス提供管理委員会 指定療養通所介護は、医療との密接な連携のもとにサービス提供が行われることが重要であることから、安全・サービス提供管理委員会において地域の医療関係団体（地域の医師会等）に属する者を委員とすることとしている。このほか、地域の保健、医療または福祉の分野を専門とする者、必要に応じ、指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者によって構成されるものである。 また、安全・サービス提供管理委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。	⑥　安全・サービス提供管理委員会 指定療養通所介護は、医療との密接な連携のもとにサービス提供が行われることが重要であることから、安全・サービス提供管理委員会において地域の医療関係団体（地域の医師会等）に属する者を委員とすることとしている。このほか、地域の保健、医療または福祉の分野を専門とする者、必要に応じ、指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者によって構成されるものである。
⑦　利用料等の受領 利用料等の受領については、基準等条例第59条の7（第3項第2号を除く。）を準用しているため、第三の二の二の3の⑴（②ロを除く。）を参照されたい。	⑦　利用料等の受領 （新設） イ　利用料等の受領については、基準等条例第59条の7（第3項第2号を除く）を準用しているため、第三の二の二の3の⑴（②ロを除く。）を参照されたい。 ロ　指定療養通所介護に通常要する時間を超える指定療養通所介護の提供に伴い必要となる費用のうち通常の指定療養通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用については、指定療養通所介護の利用対象者の状態を勘案すると8時間以上のサービスを提供することは想定しにくいことから、利用者からの支払を受けることができるものとしては認められない。

新	旧
⑧　地域との連携等 　地域との連携等については、基準等条例第59条の17を準用しているため、第三の二の二の3の⑽を参照されたい。ただし、地域密着型通所介護と異なり、療養通所介護については、⑥に規定されている「安全・サービス提供管理委員会」が担う機能を求めていることを踏まえ、運営推進会議は一定の配慮をし、利用者の状態に応じて、おおむね12月に1回以上開催することとしていることに留意されたい。	⑧　地域との連携等 　地域との連携等については、基準等条例第59条の17を準用しているため、第三の二の二の3の⑼を参照されたい。ただし、地域密着型通所介護と異なり、療養通所介護については、⑥に規定されている「安全・サービス提供　管理委員会」が担う機能を求めていることを踏まえ、運営推進会議は一定の配慮をし、利用者の状態に応じて、おおむね12月に1回以上開催することとしていることに留意されたい。
⑨　記録の整備 　基準等条例第59条の37第2項は、指定療養通所介護事業者が同項各号に規定する記録を整備し、2年間保存しなければならないこととしたものである。 　なお、「その完結の日」とは、同項第1号および第3号から第6号までの記録については、個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。）により一連のサービス提供が終了した日、同項第2号の記録については、基準等条例第59条の36の安全・サービス提供管理委員会を開催し、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行った日、基準等条例第59条の37第2項第7号の記録については、基準等条例第59条の17第1項の運営推進会議を開催し、同条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日を指すものとする。	（新設）
三　認知症対応型通所介護 1　基本方針（基準等条例第60条）（現行とおり） 2　人員および設備に関する基準 ⑴　単独型指定認知症対応型通所介護および併設型指定認知症対応型通所介護 ①～③　（現行とおり） ④　管理者（基準等条例第62条） イ　（現行とおり） ロ　管理者は、管理者としての資質を確保するために、指定を受ける際（指定を受けた後に管理者の変更の届出を行う場合を含む。）に、品川	三　認知症対応型通所介護 1　基本方針（基準等条例第60条）（省略） 2　人員および設備に関する基準 ⑴　単独型指定認知症対応型通所介護および併設型指定認知症対応型通所介護 ①～③　（省略） ④　管理者（基準等条例第62条） イ　（省略） ロ　管理者は、管理者としての資質を確保するために、指定を受ける際（指定を受けた後に管理者の変更の届出を行う場合を含む。）に、品川

新	旧
区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例および品川区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例に規定する厚生労働大臣が定める者および研修（平成 24 年厚生労働省告示第 113 号。以下「113 号告示」という。）第二号に規定する研修を修了しているものとする。なお、当該研修は具体的には「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準および指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者および研修」に規定する研修について（平成 24 年 3 月 16 日老計発 0316 第2号、老振発 0316 第2号、老老発 0316 第6号通知。以下「地域密着研修通知」という。）1の⑴の「認知症対応型サービス事業管理者研修」を指すものである。ただし、管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の東京都における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、区からの推薦を受けて東京都に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えない。	区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例および品川区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例に規定する厚生労働大臣が定める者および研修（平成 24 年厚生労働省告示第 113 号。以下「113 号告示」という。）第二号に規定する研修を修了しているものとする。なお、当該研修は具体的には「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準および指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者および研修」に規定する研修について（平成 24 年 3 月 16 日老計発 0316 第2号、老振発 0316 第2号、老老発 0316 第6号通知。以下「地域密着研修通知」という。）1の⑴の「認知症対応型サービス事業管理者研修」を指すものである。
⑤ （現行とおり）	⑤ （省略）
⑵ 共用型指定認知症対応型通所介護	⑵ 共用型指定認知症対応型通所介護
①～③ （現行とおり）	①～③ （現行とおり）
④ 管理者（基準等条例第66条）	④ 管理者（基準等条例第66条）
イ 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下のいずれかに該当する場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務に従事することができるものとする。	イ 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものである。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
a 当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事する場合	（新設）

新	旧
b　本体事業所等（基準等条例第64条第1項に規定する本体事業所等をいう。以下④において同じ。）の職務に従事する場合	（新設）
c　同一敷地内にあるまたは道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等（本体事業所等を除く。）がある場合に、当該他の事業所、施設等の職務に従事する場合（この場合、他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護職員または介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。	（新設）
d　aおよびbのいずれにも該当する場合	（新設）
e　bおよびcのいずれにも該当する場合	（新設）
ロ　管理者は、その資質を確保するために、指定を受ける際（指定を受けた後に管理者の変更の届出を行う場合を含む。）に、品川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例に規定する研修を修了しているものとする。なお、当該研修は、具体的には地域密着型研修通知1の⑴の「認知症対応型サービス事業管理者研修」を指すもので指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針ある。ただし、管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の東京都における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、区からの推薦を受けて東京都に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えない。	ロ　管理者は、その資質を確保するために、指定を受ける際（指定を受けた後に管理者の変更の届出を行う場合を含む。）に、品川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例に規定する研修を修了しているものとする。なお、当該研修は、具体的には地域密着型研修通知1の⑴の「認知症対応型サービス事業管理者研修」を指すものである。
3　運営に関する基準	3　運営に関する基準
⑴　（現行とおり）	⑴　（省略）
⑵　認知症対応型通所介護計画の作成	⑵　認知症対応型通所介護計画の作成
①　（現行とおり）	①　（省略）
②　認知症対応型通所介護計画をとりまとめる者は、第三の五の2の⑴の③のへに規定する研修（認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者が修了すべき研修）を修了していることが望ましい。	②　認知症対応型通所介護計画をとりまとめる者は、第三の五の2の⑴の②のホに規定する研修（認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者が修了すべき研修）を修了していることが望ましい。

新	旧
③～⑥　（現行とおり）	③～⑥　（省略）
⑦　居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定認知症対応型通所介護事業者については、第三の一の4の⒄⑫を準用する。この場合において、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」とあるのは「認知症対応型通所介護計画」と読み替える。	⑦　居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定認知症対応型通所介護事業者については、第三の一の4の⒃⑫を準用する。この場合において、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」とあるのは「認知症対応型通所介護計画」と読み替える。
⑶　運営規程	⑶　運営規程
基準等条例第73条は、指定認知症対応型通所介護の事業の適正な運営および利用者に対する適切な指定認知症対応型通所介護の提供を確保するため、同条第1号から第11号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定認知症対応型通所介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。	基準等条例第73条は、指定認知症対応型通所介護の事業の適正な運営および利用者に対する適切な指定認知症対応型通所介護の提供を確保するため、同条第1号から第10号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定認知症対応型通所介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。
①～③　（現行とおり）	①～③　（省略）
④　通常の事業の実施地域（第6号）	④　通常の事業の実施地域（第6号）
基準等条例第73条第6号は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基準等条例第31条第5号の規定と同趣旨であるため、第三の一の4の⒇の⑤を参照されたい。	基準等条例第73条第6号は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基準等条例第31条第5号の規定と同趣旨であるため、第三の一の4の⒇の④を参照されたい。
⑤～⑥　（現行とおり）	⑤～⑥　（省略）
⑷　業務継続計画の策定等	（新設）
基準等条例第80条の規定により指定認知症対応型通所介護の事業について準用される基準等条例第32条の2の規定については、地域密着型通所介護と同様であるので、第三の二の二の3の⑺を参照されたい。	
⑸　衛生管理等	（新設）
基準等条例第80条の規定により指定認知症対応型通所介護の事業について準用される基準等条例第59条の16の規定については、地域密着型通所介護と同様であるので、第三の二の二の3の⑼を参照されたい。	
⑹　虐待の防止	（新設）
基準等条例第80条の規定により指定認知症対応型通所介護の事業について準用される基準等条例第40条の2の規定については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、第三の一の4の⒆を参照されたい。	
⑺　記録の整備	（新設）

新	旧
地域密着型通所介護の場合と同趣旨であるため、第三の二の二の3の⒀を参照されたい。 ⑻　準用 基準等条例第80条の規定により、基準等条例第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11および第59条の13から第59用の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用されるものであるため、第三の一の4の⑵から⑽まで、⒁、⒁、⒅、㉕から㉘までおよび㉜、第三の二の4の⑶ならびに第三の二の二の3の⑴、⑷、⑹、⑻、⑽および⑾までを参照されたい。 四　小規模多機能型居宅介護 1　基本方針（基準等条例第81条）（現行とおり） 2　人員に関する基準 ⑴（現行とおり） ⑵　管理者（基準等条例第83条） ②　（現行とおり） ②　管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所等の職員または訪問介護員等として、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者であることが必要である。さらに、管理者としての資質を確保するために、指定を受ける際（指定を受けた後に管理者の変更の届出を行う場合を含む。）に、113 号告示第二号に規定する研修を修了しているものとする。なお、当該研修は具体的には地域密着研修通知1の⑴の「認知症対応型サービス事業管理者研修」を指すものである。ただし、管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の東京都における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、区からの推薦を受けて東京都に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えない。 ③　（現行とおり）	⑷　準用 基準等条例第80条の規定により、基準等条例第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11および第59条の13から第59用の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用されるものであるため、第三の一の4の⑴から⑼まで、⑾、⒀、⒄、(23)から(25)までおよび(28)、第三の二の4の⑶ならびに第三の二の二の3の⑴、⑷および⑹から⑽までを参照されたい。 四　小規模多機能型居宅介護 1　基本方針（基準等条例第81条）（省略） 2　人員に関する基準 ⑴（省略） ⑵　管理者（基準等条例第83条） ①（省略） ②　管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所等の職員または訪問介護員等として、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者であることが必要である。さらに、管理者としての資質を確保するために、指定を受ける際（指定を受けた後に管理者の変更の届出を行う場合を含む。）に、113 号告示第二号に規定する研修を修了しているものとする。なお、当該研修は具体的には地域密着研修通知1の⑴の「認知症対応型サービス事業管理者研修」を指すものである。 ③（省略）

新	旧
⑶ （現行とおり）	⑶ （省略）
3 設備に関する基準 （現行とおり）	3 設備に関する基準 （省略）
4 運営に関する基準	4 運営に関する基準
⑴ 心身の状況等の把握 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。	（新設）
⑵・⑶ （現行とおり）	⑴・⑵ （省略）
⑷ 利用料等の受領	⑶ 利用料等の受領
① 基準等条例第90条第1項、第2項および第5項の規定は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基準等条例第21条第1項、第2項および第4項の規定と同趣旨であるため、第三の一の4の⒀の①、②および④を参照されたい。	① 基準等条例第90条第1項、第2項および第5項の規定は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基準等条例第21条第1項、第2項および第4項の規定と同趣旨であるため、第三の一の4の⒁の①、②および④を参照されたい。
② （現行とおり）	② （省略）
⑸～⑼ （現行とおり）	⑷～⑻ （省略）
⑽ 介護等	⑼ 介護等
① （現行とおり）	① （省略）
② 同条第2項は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護のサービスを事業所の従業者に行わせなければならないことを定めたものであり、例えば、利用者の負担によって指定小規模多機能型居宅介護の一部を付添者等に行わせることがあってはならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業者の負担により、訪問入浴介護等のサービスの利用に供することは差し支えない。	② 同条第2項は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護のサービスを事業所の従業者に行わせなければならないことを定めたものであり、例えば、利用者の負担によって指定小規模多機能型居宅介護の一部を付添者等に行わせることがあってはならない。
③ 同条第3項は、利用者が小規模多機能型居宅介護従業者と食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を可能な限り共同で行うことによって良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにすることに配慮したものである。	③ 同条第3項は、利用者が小規模多機能型居宅介護従業者と食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を可能な限り共同で行うことによって良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにすることに配慮したものである。
⑾・⑿ （現行とおり）	⑽・⑾ （省略）
⒀ 運営規程 基準等条例第100条は、指定小規模多機能型居宅介護の事業の適正な運営および利用者に対する適切な指定小規模多機能型居宅介護の提	⑿ 運営規程 基準等条例第100条は、指定小規模多機能型居宅介護の事業の適正な運営および利用者に対する適切な指定小規模多機能型居宅介護

新	旧
供を確保するため、同条第1号から第11号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。	の提供を確保するため、同条第1号から第10号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。
①・② （現行とおり）	①・② （省略）
③ 非常災害対策（第9号）	③ 非常災害対策（第9号）
⑯の非常災害に関する具体的計画を指すものであること（基準等条例第122条第6号についても同趣旨）。	⑭の非常災害に関する具体的計画を指すものであること（基準等条例第 122 条第6号についても同趣旨）。
⑭ 定員の遵守 （現行とおり）	⑬ 定員の遵守 （省略）
⑮ 業務継続計画の策定等	（新設）
基準等条例第108条の規定により指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用される基準等条例第32条の2の規定については、地域密着型通所介護と同様であるので、第三の二の二の3の⑺を参照されたい。	
⑯ （現行とおり）	⑭ （省略）
⑰ 衛生管理等	（新設）
基準等条例第108条の規定により指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用される基準等条例第59条の16の規定については、地域密着型通所介護と同様であるので、第三の二の二の3の⑼を参照されたい。	
⑱～⑳ （現行とおり）	⑮～⑰ （省略）
㉑ 虐待の防止	（新設）
基準等条例第108条の規定により指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用される基準等条例第40条の2の規定については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、第三の一の4の㉛を参照されたい。	（新設）
㉒ 記録の整備	
地域密着型通所介護の場合と同趣旨であるため、第三の二の二の3の⒀を参照されたい。	⒅ 準用
㉓ 準用	
基準等条例第108条の規定により、基準等条例第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16および第59条の17までの規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用されるものであるため、第三の一の4の⑵から⑹まで、⒁、⒁、⒅、㉕から	基準等条例第108条の規定により、基準等条例第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の13、第59条の16および第59条の17までの規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用されるものであるため、第三の一の4の⑴から⑸まで、⒁、⒁、⒄、(23)から(25)まで、(27)および(28)ならびに第三の二の二の3の⑷、⑹、(8)およ

新	旧
⑵⑻まで、⑶⑽および⑶⑵ならびに第三の二の二の3の⑷、⑹および⑽を参照されたい。この場合において、準用される基準等条例第59条の 17 の規定について、指定小規模多機能型居宅介護事業所は、1年に1回以上、サービスの改善および質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行うこととし、実施に当たっては以下の点に留意すること。また、運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととするとともに、外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行うこと。 イ～ホ （現行とおり） 五 認知症対応型共同生活介護 1 基本方針（基準等条例第109条）（現行とおり） 2 人員に関する基準 ⑴ 従業者の員数等（基準等条例第110条等） ① サテライト型認知症対応型共同生活介護事業所の実施要件 基準等条例第110条第9項の規定によるサテライト型認知症対応型共同生活介護事業所（以下、この号において「サテライト事業所」という。）の実施に当たっては、次の要件を満たす必要があること。 イ サテライト型認知症対応型共同生活介護事業所に係る指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅サービス事業等その他の保健医療または福祉に関する事業について3年以上の経験を有するものである必要があるが、この場合、指定認知症対応型共同生活介護以外の事業の経験についても当該経験に算入できることに留意すること。また、「3年以上の経験」については、当該指定日において満たしている必要があり、休止等、事業を運営していない期間は除いて計算すること。 ロ サテライト事業所は、本体事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、当該事業所に対する支援機能を有する事業所をいう。以下、この五において同じ。）を有する必要があるが、ここでいう「支援機能を有する事業所」については、当該本体事業所が次のいずれかに該当することを指すものであること。	び⑼を参照されたい。この場合において、準用される基準等条例第59条の 17 の規定について、指定小規模多機能型居宅介護事業所は、1年に1回以上、サービスの改善および質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行うこととし、実施にあたっては以下の点に留意すること。また、運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととするとともに、外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行うこと。 イ～ホ （省略） 五 認知症対応型共同生活介護 1 基本方針（基準等条例第109条）（省略） 2 人員に関する基準 ⑴ 従業者の員数（基準等条例第110条） （新設）

新	旧
a　事業開始以降1年以上本体事業所としての実績を有すること b　当該本体事業所の共同生活住居の利用者の合計数が、当該本体事業所の共同生活住居において定められた入居定員の合計数の100 分の 70 を超えたことがあること ハ　サテライト事業所は、本体事業所との密接な連携を確保しつつ、運営するものであるため、次に掲げる要件をいずれも満たす必要があること。したがって、本体事業所に対するサテライト事業所の共同生活住居の数および設置可能な箇所数は、表のとおりとなる。 a　本体事業所とサテライト事業所の距離は、自動車等による移動に要する時間が概ね 20 分以内の近距離であること。 b　サテライト事業所の共同生活住居の合計数が、本体事業所の共同生活住居の数を上回らないこと。 c　本体事業所とサテライト事業所の共同生活住居の数の合計は、最大4までとすること。 【本体事業所の共同生活住居数とサテライト事業所の共同生活住居の数および箇所数の関係】	

本体事業所	サテライト事業所	
共同生活住居数	共同生活住居数	1の本体事業所に対して設置可能なサテライト事業所の箇所数
1	1	1
2	1	2
	2	1
3	1	1

ニ　本体事業所は、当該サテライト事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保するほか、当該本体事業所とサテライト事業所の管理者が同一である場合には、当該本体事業所と当該サテライト事業所との間において、次に掲げる要件をいずれも満たす必要があること。	

新	旧
a　利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。 b　職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。また、必要な場合に随時、本体事業所や他のサテライト事業所との相互支援が行える体制（例えば、サテライト事業所の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合は、本体事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。 c　苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制があること。 d　事業の目的や運営方針等について同一の運営規程が定められること。 e　人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われていること。 ホ　本体事業所とサテライト事業所は、同一の日常生活圏域内に所在することが望ましいが、隣接する市町村における指定認知症対応型共同生活介護事業所とすることも差し支えないものである。 ヘ　区長は、サテライト事業所の指定に当たっては、他の地域密着型サービスの指定の場合と同様、あらかじめ区に設置される地域密着型サービス運営委員会等の意見を聴き、必要があると認められる場合は、指定の際に条件を付す等により、事業の適正な運営に当たっての措置を講ずること。 ②　介護従業者 イ　基準等条例第110条第1項から第4項までに規定する介護従業者については、利用者が認知症を有する者であることから、認知症の介護等に対する知識、経験を有する者であることを原則とする。なお、これ以外の介護従業者にあっても研修の機会を確保することなどにより質の向上を図るものとする。 　夜間および深夜の時間帯は、それぞれの事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻までを基本として設定するものとし、これに対応して、夜間および深夜の時間帯以外の指定認知症対応型共同生活介護の提供に必要な介護従業者および夜間および深夜の勤務（夜間および深夜の時間帯に行われる	①　介護従業者 イ　基準等条例第110条第1項から第4項に規定する介護従業者については、利用者が認知症を有する者であることから、認知症の介護等に対する知識、経験を有する者であることを原則とする。なお、これ以外の介護従業者にあっても研修の機会を確保することなどにより質の向上を図るものとする。 　夜間および深夜の時間帯は、それぞれの事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻までを基本として設定するものとし、これに対応して、夜間および深夜の時間帯以外の指定認知症対応型共同生活介護の提供に必要な介護従業者および夜間および深夜の勤務（夜間および深夜の時間帯に

新	旧
勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下同じ。）を行わせるために必要な介護従業者を確保するものとする。 　例えば、利用者を8人とし、常勤の勤務時間を1日8時間とし、午後9時から午前6時までを夜間および深夜の時間帯とした場合、午前6時から午後9時までの15時間の間に、8時間×3人＝延べ24時間分の指定認知症対応型共同生活介護が提供され、かつ、当該時間帯においては、常に介護従業者が1人以上確保されていることが必要となる。また、午後9時から午前6時までは、夜間および深夜の勤務を行う介護従業者（以下「夜勤職員」という。）が1人以上確保されていることが必要となる。 　ただし、3つの共同生活住居を有する指定認知症対応型共同生活介護事業所において、全ての共同生活住居が同一の階に隣接し、介護従業者が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応を行うことが可能となる構造である場合には、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者によって夜間の勤務に関するマニュアルの策定や避難訓練の実施といった安全対策が行われ、利用者の安全性が確保されていると認められている場合に限り、夜勤職員を2名以上とすることができる。この場合には、利用者のケアの質や職員の負担にも配慮すること。 　マニュアルの策定や避難訓練の実施に当たっては、基準等条例第128条において準用する基準等条例第102条において定められた非常災害に関する具体的な計画や訓練の実施において、夜間および深夜の時間帯の勤務を想定した内容を取り扱うことで差し支えない。 　なお、事業所の判断により、人員配置基準を満たす2名以上の夜勤職員を配置した上で、さらに他の職員を配置する場合については、宿直体制で配置することも可能である。 　宿直勤務を行う介護従業者を置く際の夜間および深夜の時間帯の設定に当たっては、「社会福祉施設における宿直勤務の取り扱いについて」（昭和 49 年8月 20 日社施第 160 号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知）に準じて適切に行うこと。 ロ （現行とおり） ③ 計画作成担当者	行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下同じ。）を行わせるために必要な介護従業者を確保するものとする。 　例えば、利用者を8人とし、常勤の勤務時間を1日8時間とし、午後9時から午前6時までを夜間および深夜の時間帯とした場合、午前6時から午後9時までの15時間の間に、8時間×3人＝延べ24時間分の指定認知症対応型共同生活介護が提供され、かつ、当該時間帯においては、常に介護従業者が1人以上確保されていることが必要となる。また、午後9時から午前6時までは、夜間および深夜の勤務を行う介護従業者（以下「夜勤職員」という。）が1人以上確保されていることが必要となる。 ロ （省略） ② 計画作成担当者

新	旧
イ　計画作成担当者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所に1人以上置かなければならない。	イ　計画作成担当者は、共同生活住居ごとに置かなければならない。
ロ　計画作成担当者を1人配置する事業所にあっては、当該計画作成担当者は介護支援専門員をもって充てなければならない。	ロ　1の共同生活住居を有する事業所にあっては、当該計画作成担当者は介護支援専門員をもって充てなければならない。
ハ　計画作成担当者を1を超えて配置する事業所にあっては、計画作成担当者のうち少なくとも1人は介護支援専門員をもって充てなければならない。	ハ　2以上の共同生活住居を有する事業所にあっては、計画作成担当者のうち少なくとも1人は介護支援専門員をもって充てなければならない。
ニ　（現行とおり）	ニ　（省略）
ホ　サテライト事業所においては、介護支援専門員である計画作成担当者を配置せず、実践者研修または基礎過程を修了した者（以下「研修等修了者」という。）を計画作成担当者として配置することができることとされているが、研修等修了者はサテライト事業所の利用者に係る認知症対応型共同生活介護計画の作成に従事するものである。	（新設）
へ～チ　（現行とおり）	ホ～ト　（省略）
⑵　管理者（基準等条例第111条）	⑵　管理者（基準等条例第111条）
①　指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。	①　指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。
イ　（現行とおり）	イ　（省略）
ロ　同一敷地内にあるまたは道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者または従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者との兼務は一般的には管理業務に支障があると考えられるが、訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている職員の場合には、例外的に認められる場合もありうる。）。なお、1の事業所に複数の共同生活住居を設ける場合、それぞれの共同生活住居の管理上支障がない場合は、同一事業所の他の共同生活住居との兼務もできるものとする。また、サテライト事業所の管理者は本体事業所の管理者を	ロ　同一敷地内にあるまたは道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者または従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者との兼務は一般的には管理業務に支障があると考えられるが、訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている職員の場合には、例外的に認められる場合もありうる。）。なお、1の事業所に複数の共同生活住居を設ける場合、それぞれの共同生活住居の管理上支障がない場合は、同一事業所の他の共同生活住居との兼務もできるものとする。

新	旧
充てることができるが、この場合、2⑴の①のニに掲げる要件をいずれも満たす必要があること。 ② 基準等条例第111条第3項の規定は、指定小規模多機能型居宅介護に係る第83条第3項の規定と同趣旨であるため、第三の四の2の⑵の②を参照されたい。 ⑶ （現行とおり） 3 設備に関する基準（基準等条例第113条） ⑴ 事業所 1の事業所に複数の共同生活住居を設ける場合には、3つ（サテライト事業所にあっては2つ）までに限られるものとする。なお、本体事業所とサテライト事業所の共同生活住居の数の関係については、2⑴の①のハの表のとおり。 1の事業所に複数の共同生活住居を設ける場合であっても、居間、食堂および台所については、それぞれ共同生活住居ごとの専用の設備でなければならない。また、併設の事業所において行われる他のサービスの利用者がこれらの設備を共用することも原則として不可とする。ただし、指定認知症対応型共同生活介護を地域に開かれたものとするために有効であると考えられる共用型指定認知症対応型通所介護を、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間または食堂において行うことは可能であるが、その場合にあっても、家庭的な雰囲気を維持する観点から、共用型指定認知症対応型通所介護の利用者は同一の時間帯において3人を上限とし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の利用者の生活に支障のない範囲で居間または食堂を利用することが必要である。 なお、それぞれの共同生活住居に対し、緊急時に速やかに対処できる距離、位置関係にあるなど、管理上特に支障がないと認められる場合は、事務室については兼用であっても差し支えない。 ⑵～⑸ （現行とおり） 4 運営に関する基準 ⑴・⑵ （現行とおり） ⑶ 利用料等の受領	② 基準等条例第111条第2項の規定は、指定小規模多機能型居宅介護に係る第83条第3項の規定と同趣旨であるため、第三の四の2の⑵の②を参照されたい。 ⑶ （省略） 3 設備に関する基準（基準等条例第113条） ⑴ 事業所 1の事業所に複数の共同生活住居を設ける場合には、3つまでに限られるものである。 1の事業所に複数の共同生活住居を設ける場合であっても、居間、食堂および台所については、それぞれ共同生活住居ごとの専用の設備でなければならない。また、併設の事業所において行われる他のサービスの利用者がこれらの設備を共用することも原則として不可とする。ただし、指定認知症対応型共同生活介護を地域に開かれたものとするために有効であると考えられる共用型指定認知症対応型通所介護を、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間または食堂において行うことは可能であるが、その場合にあっても、家庭的な雰囲気を維持する観点から、共用型指定認知症対応型通所介護の利用者は同一の時間帯において3人を上限とし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の利用者の生活に支障のない範囲で居間または食堂を利用することが必要である。 なお、それぞれの共同生活住居に対し、緊急時に速やかに対処できる距離、位置関係にあるなど、管理上特に支障がないと認められる場合は、事務室については兼用であっても差し支えない。 ⑵～⑸ （省略） 4 運営に関する基準 ⑴・⑵ （省略） ⑶ 利用料等の受領

新	旧
① 基準等条例第116条第1項、第2項および第4項の規定は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る第21条第1項、第2項および第4項の規定と同趣旨であるため、第三の一の4の⒀の①、②および④を参照されたい。	① 基準等条例第116条第1項、第2項および第4項の規定は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る第21条第1項、第2項および第4項の規定と同趣旨であるため、第三の一の4の⑿の①、②および④を参照されたい。
② （現行とおり）	② （省略）
⑷ 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針	⑷ 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針
①～③ （現行とおり）	①～③ （省略）
③ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（第7項第1号） 同条第7項第1号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、委員会の構成メンバーは、事業所の管理者および従業者より構成する場合のほか、これらの職員に加えて、第三者や専門家を活用した構成とすることが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等も考えられる。また、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 また、身体的拘束適正化検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 指定認知症対応型共同生活介護事業者が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。 具体的には、次のようなことを想定している。 イ～ヘ （現行とおり）	④ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（第7項第1号） 同条第7項第1号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、委員会の構成メンバーは、事業所の管理者及び従業者より構成する場合のほか、これらの職員に加えて、第三者や専門家を活用した構成とすることが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等も考えられる。また、運営推進会議と一体的に設置・運営することも差し支えない。 指定認知症対応型共同生活介護事業者が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。 具体的には、次のようなことを想定している。 イ～ヘ （省略）
⑤～⑦ （現行とおり）	⑤～⑦ （省略）
⑸ 認知症対応型共同生活介護計画の作成	⑸ 認知症対応型共同生活介護計画の作成
①～④ （現行とおり）	①～④ （省略）

新	旧
⑤　認知症対応型共同生活介護事業所におけるサービスを短期間提供する場合で、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している認知症対応型共同生活介護事業者については、第三の四の⑼④を準用する。この場合において、「小規模多機能型居宅介護計画」とあるのは「認知症対応型共同生活介護計画」と読み替えるものとする。 ⑹・⑺　（現行とおり） ⑻　運営規程 基準等条例第122条は、指定認知症対応型共同生活介護の事業の適正な運営および利用者に対する適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保するため、同条第1号から第8号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを共同生活住居ごとに義務づけたものであるが、第4号の「指定認知症対応型共同生活介護の内容」にあっては、通所介護等を利用する場合については当該サービスを含めたサービスの内容を指すものであることに留意するものとする。 同条第6号の「非常災害対策」は、指定小規模多機能型居宅介護に係る第100条第9号の規定と同趣旨であるため、第三の四の4の⒀の③を参照されたい。 同条第8号の「その他運営に関する重要事項」として、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。 ⑼　勤務体制の確保等 基準等条例第123条は、利用者に対する適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等を規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。 ①～③　（現行とおり） ④　同条第3項前段は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者の質の向上を図るため、研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであるが、当該介護従業者は要介護者であって認知症の状態にあるものの介護を専ら担当することにかんがみ、特に認知症介護に関する知識および技術の修得を主たる目的とする研修を受講する機会を確保するよう努めること。	⑤　認知症対応型共同生活介護事業所におけるサービスを短期間提供する場合で、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している認知症対応型共同生活介護事業者については、第三の四の⑻④を準用する。この場合において、「小規模多機能型居宅介護計画」とあるのは「認知症対応型共同生活介護計画」と読み替えるものとする。 ⑹・⑺　（省略） ⑻　運営規程 基準等条例第122条は、指定認知症対応型共同生活介護の事業の適正な運営および利用者に対する適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保するため、同条第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを共同生活住居ごとに義務づけたものであるが、第4号の「指定認知症対応型共同生活介護の内容」にあっては、通所介護等を利用する場合については当該サービスを含めたサービスの内容を指すものであることに留意するものとする。 同条第6号の「非常災害対策」は、指定小規模多機能型居宅介護に係る第100条第9号の規定と同趣旨であるため、第三の四の4の⒁の③を参照されたい。 同条第7号の「その他運営に関する重要事項」として、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。 ⑼　勤務体制の確保等 基準等条例第123条は、利用者に対する適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等を規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。 ①～③　（省略） ④　同条第3項は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者の質の向上を図るため、研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであるが、当該介護従業者は要介護者であって認知症の状態にあるものの介護を専ら担当することにかんがみ、特に認知症介護に関する知識および技術の修得を主たる目的とする研修を受講する機会を確保するよう努めること。

新	旧
⑤　同条第3項後段の規定は、地域密着型通所介護に係る基準等条例第59条の13第3項と基本的に同趣旨であるため、第三の二の二の3の⑹③を参照されたいこと。	（新設）
⑥　同条第4項の規定は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基準等条例第32条第5項と基本的に同趣旨であるため、第三の一の4の㉒⑥を参照されたいこと。	（新設）
⑽・⑾　（現行とおり）	⑽・⑾　（省略）
⑿　業務継続計画の策定等	（新設）
①　基準等条例第128条により準用される基準等条例第32条の2は、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、指定認知症対応型共同生活介護事業者に対して、必要な研修および訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修および訓練の実施については、同条に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修および訓練の実施に当たっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 　なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正条例付則第3項において、経過措置を設けており、令和6年3月 31 日までの間は、努力義務とされている。	
②　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」および「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症および災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。	
イ　感染症に係る業務継続計画	

新	旧
a　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b　初動対応 c　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ロ　災害に係る業務継続計画 a　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c　他施設および地域との連携 ③　研修の内容は、感染症および災害に係る業務継続計画の具体的内容を　職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。 　職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年2回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施すること。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防およびまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 ④　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年2回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防およびまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。 　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上および実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 ⑿　衛生管理等	（新設）

新	旧
① 基準等条例第128条により準用される基準等条例第59条の16は、指定認知症対応型共同生活介護事業者の必要最低限の衛生管理等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。 イ 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、食中毒および感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 ロ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生およびまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。 ハ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。 ② 同条第2項に規定する感染症が発生し、またはまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正条例付則第4項において、経過措置を設けており、令和6年3月 31 日までの間は、努力義務とされている。 イ 感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任および役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。	

新	旧
なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ロ　感染症の予防およびまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防およびまん延の防止のための指針」には、平常時の対策および発生時の対応を規定する。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、区における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。 ハ　感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練 認知症対応型共同生活介護従業者に対する「感染症の予防およびまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施すること。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針および研修内容に基づき、	

新	旧
事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上および実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 ⑭ 虐待の防止 基準等条例第128条により準用される基準等条例第40条の2は虐待の防止に関する事項について規定したものである。虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定認知症対応型共同生活介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策および発生した場合の対応等については、高齢者虐待防止法に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。 ・虐待の未然防止 指定認知症対応型共同生活介護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、基準等条例第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。 ・虐待等の早期発見 指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者は、虐待等を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、区の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者およびその家族からの虐待等に係る相談、利用者から区への虐待の届出について、適切な対応をすること。 ・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに区の窓口に通報される必要があり、指定認知症対応型共同生活介護事業者は当該通報の手続が迅速	（新設）

新	旧
かつ適切に行われ、区等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。 なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正条例付則第2項において、経過措置を設けており、令和6年3月 31 日までの間は、努力義務とされている。 ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（第1号） 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務および役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。 なお、虐待防止検討委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。 また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。	

新	旧
イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ロ　虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ　虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関するこ ホ　従業者が虐待等を把握した場合に、区への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ヘ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト　前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること ②　虐待の防止のための指針(第2号) 　指定認知症対応型共同生活介護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 イ　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ　成年後見制度の利用支援に関する事項 ト　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項 ③　虐待の防止のための従業者に対する研修（第3号） 　従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該認知症対応型共同生活介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。 　職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年2回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。	

新	旧
また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。 ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第4号） 指定認知症対応型共同生活介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。 ⒂ 記録の整備 地域密着型通所介護の場合と同趣旨であるため、第3の二の二の3の⒀を参照されたい。 ⒃ 準用 基準等条例第128条の規定により、第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条および第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業に準用されるものであるため、第三の一の4の⑵、⑶、⑸、⑹、⒁、⒅、㉕、㉖、㉘、㉚および㉜、第三の二の二の3の⑷および⑽の①から④までならびに第三の四の4の⑿、⒃および⒆を参照されたい。この場合において、準用される基準等条例第59条の17第1項から第4項までの規定について、指定認知症対応型共同生活介護事業所は、1年に1回以上、サービスの改善および質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行うことができることとし、実施に当たっては以下の点に留意すること。また、運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととするとともに、外部評価を行う運営推進会議は単独開催で行うこと。 イ 自己評価は、事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、指定認知症対応型共同生活介護事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものである。	（新設） ⑽ 準用 基準等条例第128条の規定により、第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条および第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業に準用されるものであるため、第三の一の4の⑴、⑵、⑷、⑸、⒀、⒄、㉓、㉕、㉗および㉘、第三の二の二の3の⑷、⑻および⑼の①から④までならびに第三の四の4の⑾、⒁および⒃を参照されたい。この場合において、準用される基準等条例第59条の17第1項の規定について、運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととする。

新	旧
ロ　外部評価は、運営推進会議において、当該事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者のほか、区職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要である。 ハ　このようなことから、運営推進会議において当該取組を行う場合には、区職員または地域包括支援センター職員、指定認知症対応型共同生活介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要であること。 ニ　自己評価結果および外部評価結果は、利用者および利用者の家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用し公表することが考えられるが、法人のホームページへの掲載、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、区窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表することも差し支えない。 ホ　指定認知症対応型共同生活介護の特性に沿った自己評価および外部評価の在り方については、平成 28 年度老人保健健康増進等事業「認知症グループホームにおける運営推進会議および外部評価のあり方に関する調査研究事業」(公益社団法人日本認知症グループホーム協会)(https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/94_nihonGHkyoukai.pdf)(厚生労働省ホームページ「平成 28 年度老人保健健康増進等事業　当初協議採択事業一覧」にて掲載)を参考に行うものとし、サービスの改善および質の向上に資する適切な手法により行うこと。 六　地域密着型特定施設入居者生活介護 1　人員に関する基準　(現行とおり) 2　設備に関する基準(基準等条例第132条)　(現行とおり) 3　運営に関する基準 ⑴～⑶　(現行とおり) ⑷　利用料等の受領 ①　基準等条例第137条第1項、第2項および第4項の規定は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基準等条例第21条第1項、第2項お	六　地域密着型特定施設入居者生活介護 1　人員に関する基準　(省略) 2　設備に関する基準(基準等条例第132条)　(省略) 3　運営に関する基準 ⑴～⑶　(省略) ⑷　利用料等の受領 ①　基準等条例第137条第1項、第2項および第4項の規定は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基準等条例第21条第1項、第2

新	旧
よび第4項の規定と同趣旨であるため、第三の一の4の⑿の①、②および④を参照されたい。	項および第4項の規定と同趣旨であるため、第三の一の4の⑿の①、②および④を参照されたい。
② （現行とおり）	② （省略）
⑸ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の取扱方針	⑸ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の取扱方針
① （現行とおり）	① （省略）
② 同条第6項第1号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務および役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。	② 同条第6項第1号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。
なお、身体的拘束適正化検討委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。運営推進会議と一体的に設置・運営することも差し支えない。身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。	なお、身体的拘束適正化検討委員会は、運営推進会議と一体的に設置・運営することも差し支えない。身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。
また、身体的拘束適正化検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。	
指定地域密着型特定施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。具体的には、次のようなことを想定している。	指定地域密着型特定施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。具体的には、次のようなことを想定している。
イ～ヘ （現行とおり）	イ～ヘ （省略）
③・④ （現行とおり）	③・④ （省略）
⑹ 地域密着型特定施設サービス計画の作成	⑹ 地域密着型特定施設サービス計画の作成

新	旧
基準等条例第139条は、地域密着型特定施設サービス計画の作成および変更の留意点および方法について定めたものであるが、利用者に対するサービスが総合的に提供されるよう、当該計画は、介護保険給付の対象とならない介護サービスに関する事項をも含めたものとする。なお、当該計画の作成および実施に当たっては、利用者の希望を十分勘案するものとする。 サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、計画作成担当者は、当該計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で文書によって利用者の同意を得なければならず、また、当該計画を利用者に交付しなければならない。 なお、交付した特定施設サービス計画は、基準等条例第148条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所において短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合で、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している地域密着型特定施設入居者生活介護事業者については、第三の四の4の⑼④を準用する。この場合において、「小規模多機能型居宅介護計画」とあるのは「地域密着型特定施設サービス計画」と読み替えるものとする。 ⑺～⑼ （現行とおり） ⑽ 運営規程 基準等条例第145条は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業の適正な運営および利用者に対する適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保するため、同条第1号から第10号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定地域密着型特定施設ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。 ①・② （現行とおり） ③ その他運営に関する重要事項（第10号） 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。 ⑾ 勤務体制の確保等	基準等条例第139条は、地域密着型特定施設サービス計画の作成および変更の留意点および方法について定めたものであるが、利用者に対するサービスが総合的に提供されるよう、当該計画は、介護保険給付の対象とならない介護サービスに関する事項をも含めたものとする。なお、当該計画の作成および実施に当たっては、利用者の希望を十分勘案するものとする。 サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、計画作成担当者は、当該計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で文書によって利用者の同意を得なければならず、また、当該計画を利用者に交付しなければならない。 なお、交付した特定施設サービス計画は、基準等条例第148条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所において短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合で、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している地域密着型特定施設入居者生活介護事業者については、第三の四の4の⑻④を準用する。この場合において、「小規模多機能型居宅介護計画」とあるのは「地域密着型特定施設サービス計画」と読み替えるものとする。 ⑺～⑼ （省略） ⑽ 運営規程 基準等条例第145条は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業の適正な運営および利用者に対する適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保するため、同条第1号から第9号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定地域密着型特定施設ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。 ①・② （省略） ③ その他運営に関する重要事項（第9号） 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。 ⑾ 勤務体制の確保等

新	旧
基準等条例第146条は、利用者に対する適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等を規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。	基準等条例第146条は、利用者に対する適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等を規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。
①～⑤ （現行とおり）	①～⑤ （省略）
⑥ 同条第4項の規定は、地域密着型通所介護に係る基準等条例第59条の13第3項と基本的に同趣旨であるため、第三の二の二の3の⑹③を参照されたいこと。	（新設）
⑦ 同条第5項の規定は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基準等条例第32条第5項と基本的に同趣旨であるため、第三の一の4の㉒⑥を参照されたいこと。	（新設）
⑿ 業務継続計画の策定等 基準等条例第149条の規定により指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用される基準等条例第32条の2の規定については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、第三の五の4の⑿を参照されたい。	（新設）
⒀ （現行とおり）	⒀ （省略）
⒁ 衛生管理等 基準等条例第149条の規定により指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用される基準等条例第59条の16 の規定については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、第三の五の4の⒀を参照されたい。	（新設）
⒂ 虐待の防止 基準等条例第149条の規定により指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用される基準等条例第40条の2の規定については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、第三の五の4の⒁を参照されたい。	（新設） （新設）
⒃ 記録の整備 基準等条例第148条第2項は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が同項各号に規定する記録を整備し、2年間保存しなければならないこととしたものである。 なお、「その完結の日」とは、同項第1号から第3号までおよび第5号から第7号までの記録については、個々の利用者につき、契約の終了（契約の	

新	旧
解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。)により一連のサービス提供が終了した日、同項第4号の記録については基準等条例第146条第3項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る業務の全部または一部を委託により他の事業者に行わせる場合の当該事業者の業務の実施状況について確認した日、同項第8号の記録については、基準等条例第59条の17第1項の運営推進会議を開催し、同条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日とする。 ⑰ 準用 基準等条例第149条の規定により、基準等条例第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項までおよび第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業に準用されるものであるため、第三の一の4の⑸、⑹、⒁、⒅、㉕から㉘まで、㉚および㉜、第三の二の二の3の⑷、⑻および⑩の①から④までならびに第三の四の4の⑫を参照されたい。この場合において、準用される基準等条例第59条の17第1項から第4項までの規定について、運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととすること。 七 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 1 基本方針 (現行とおり) 2 人員に関する基準(基準等条例第151条) ⑴ (現行とおり) ⑵ 生活相談員(基準等条例第151条第5項および第8項) ① (現行とおり) ② 生活相談員の資格については、特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準第5条第2項によること。 サテライト型居住施設(本体施設が指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設または介護老人保健施設の場合に限る。)の生活相談員については、常勤換算方法で1以上の基準を満たしていれば非常勤の者であっても差し支えないものとする。また、本体施設(指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設または介護老人保健施設に限る。)の生活相談員または支援相談員によるサービス提	⒀ 準用 基準等条例第149条の規定により、基準等条例第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項までおよび第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業に準用されるものであるため、第三の一の4の⑷、⑸、⒀、⒄および(23)から(25)まで、(27)、(28)、第三の二の二の3の⑷、⑺、⑻および⑨の①から④までならびに第三の四の4の⑪を参照されたい。この場合において、準用される基準等条例第59条の17第1項から第4項までの規定について、運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととすること。 七 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 1 基本方針 (省略) 2 人員に関する基準(基準等条例第151条) ⑴ (省略) ⑵ 生活相談員(基準等条例第151条第5項および第8項) ① (省略) ② 生活相談員の資格については、特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準第5条第2項によること。 サテライト型居住施設(本体施設が指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設または介護老人保健施設の場合に限る。)の生活相談員については、常勤換算方法で1以上の基準を満たしていれば非常勤の者であっても差し支えないものとする。また、本体施設(介護老人保健施設に限る。)の支援相談員によるサービス提供が、本体施設およ

新	旧
供が、本体施設およびサテライト型居住施設の入所者に適切に行われると認められるときは、サテライト型居住施設の生活相談員を行いことができる。	びサテライト型居住施設の入所者に適切に行われると認められるときは、サテライト型居住施設の生活相談員を行いことができる。
⑶ （現行とおり）	⑶ （省略）
⑷ 栄養士または管理栄養士（基準等条例第151条第8項） 基準等条例第151条第1項ただし書に規定する「他の社会福祉施設等の栄養士または管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないとき」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士または管理栄養士との兼務や地域の栄養指導員（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 19 条に規定する栄養指導員をいう。）との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合であること。 また、サテライト型居住施設の栄養士または管理栄養士については、本体施設（指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院または病床数100以上の病院に限る。）の栄養士または管理栄養士によるサービス提供が、本体施設の入所者または入院患者およびサテライト型居住施設の入居者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	⑷ 栄養士（基準等条例第151条第8項） サテライト型居住施設の栄養士については、本体施設（指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院または病床数100以上の病院に限る。）の栄養士によるサービス提供が、本体施設の入所者または入院患者およびサテライト型居住施設の入居者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
⑸・⑹ （現行とおり）	⑸・⑹ （省略）
⑺ 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所、指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、併設型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事所等が併設される場合については、処遇等が適切に行われる場合に限り、それぞれ次のとおり人員基準の緩和を認めている。 ① （現行とおり） ② 指定通所介護事業所または、指定地域密着型通所介護事業所に置かないことができる人員 （現行とおり） ③・④ （現行とおり）	⑺ 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所、指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、併設型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事所等が併設される場合については、処遇等が適切に行われる場合に限り、それぞれ次のとおり人員基準の緩和を認めている。 ① （省略） ② 指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所または指定介護予防通所介護事業所に置かないことができる人員 （省略） ③・④ （省略）
⑻～⑽ （現行とおり）	⑻～⑽ （省略）
3 設備に関する基準（基準等条例第152条） （現行とおり）	3 設備に関する基準（基準等条例第152条） （省略）

新	旧
4　運営に関する基準 ⑴・⑵　（現行とおり） ⑶　利用料等の受領 ①　基準等条例第156条第1項、第2項および第5項の規定は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基準等条例第21条第1項、第2項および第4項の規定と同趣旨であるため、第三の一の4の⒀の①、②および④を参照されたい。ただし、第156条第3項⑴から⑷までの利用料に係る同意については、文書によって得なければならないこととしたものである。 ②　（現行とおり） ⑷　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針 ①・②　（現行とおり） ③　同条第6項第1号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務および役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。 なお、身体的拘束適正化検討委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。運営推進会議または事故防止委員会および感染対策委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。 また、身体的拘束適正化検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 指定地域密着型介護老人福祉施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体	4　運営に関する基準 ⑴・⑵　（省略） ⑶　利用料等の受領 ①　基準等条例第156条第1項、第2項および第5項の規定は、指定定期巡回剤時対応型訪問介護看護に係る第21条第1項、第2項および第4項の規定と同趣旨であるため、第三の一の4の⒁の①、②および④を参照されたい。ただし、第156条第3項⑴から⑷までの利用料に係る同意については、文書によって得なければならないこととしたものである。 ②　（省略） ⑷　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針 ①・②　（省略） ③　同条第6項第1号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。 なお、身体的拘束適正化検討委員会は、運営推進会議又は事故防止委員会及び感染対策委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。

新	旧
で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。 具体的には、次のようなことを想定している。 イ～ヘ （現行とおり） ④・⑤ （現行とおり） ⑸ 地域密着型施設サービス計画の作成 基準等条例第158条は、入所者の課題分析、サービス担当者会議の開催、地域密着型施設サービス計画の作成、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握など、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が地域密着型施設サービス計画に基づいて適切に行われるよう、地域密着型施設サービス計画に係る一連の業務のあり方および当該業務を行う介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）の責務を明らかにしたものである。なお、地域密着型施設サービス計画の作成およびその実施に当たっては、いたずらにこれを入所者に強制することとならないように留意するものとする。 ①～④ （現行とおり） ⑤ 地域密着型施設サービス計画原案の作成（第5項） 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画が入所者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、地域密着型施設サービス計画原案を作成しなければならない。したがって、地域密着型施設サービス計画原案は、入所者の希望および入所者についてのアセスメントの結果による専門的見地に基づき、入所者の家族の希望を勘案した上で、実現可能なものとする必要がある。 また、当該地域密着型施設サービス計画原案には、入所者およびその家族の生活に対する意向および総合的な援助の方針ならびに生活全般の解決すべき課題に加え、各種サービス（機能訓練、看護、介護、食事等）に係る目標を具体的に設定し記載する必要がある。さらに提供される指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、その長期的な目標およびそれを達成するための短期的な目標ならびにそれらの達成時期等を明確に盛り込み、当該達成時期には地域密着型施設サービス計画および提供したサービスの評価を行い得るようにすることが重要である。	指定地域密着型介護老人福祉施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。 具体的には、次のようなことを想定している。 イ～ヘ （省略） ④・⑤ （省略） ⑸ 地域密着型施設サービス計画の作成 基準等条例第158条は、入所者の課題分析、サービス担当者会議の開催、地域密着型施設サービス計画の作成、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握など、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が地域密着型施設サービス計画に基づいて適切に行われるよう、地域密着型施設サービス計画に係る一連の業務のあり方および当該業務を行う介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）の責務を明らかにしたものである。なお、地域密着型施設サービス計画の作成およびその実施に当たっては、いたずらにこれを入所者に強制することとならないように留意するものとする。 ①～④ （省略） ⑤ 地域密着型施設サービス計画原案の作成（第5項） 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画が入所者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、地域密着型施設サービス計画原案を作成しなければならない。したがって、地域密着型施設サービス計画原案は、入所者の希望および入所者についてのアセスメントの結果による専門的見地に基づき、入所者の家族の希望を勘案した上で、実現可能なものとする必要がある。 また、当該地域密着型施設サービス計画原案には、入所者およびその家族の生活に対する意向および総合的な援助の方針ならびに生活全般の解決すべき課題に加え、各種サービス（機能訓練、看護、介護、食事等）に係る目標を具体的に設定し記載する必要がある。さらに提供される指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、その長期的な目標およびそれを達成するための短期的な目標ならびにそれらの達成時期等を明確に盛り込み、当該達成時期には地域密

新	旧
なお、ここでいう指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容には、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の行事および日課等も含むものである。 地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアが実施できるよう、多職種が連携し、本人およびその家族と必要な情報の共有等に努めること。 ⑥ サービス担当者会議等による専門的意見の聴取（第6項） 計画担当介護支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高い地域密着型施設サービス計画とするため、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の目標を達成するために、具体的なサービスの内容として何ができるかなどについて、地域密着型施設計画サービス原案に位置付けた指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の担当者からなるサービス担当者会議の開催または当該担当者への照会等により、専門的な見地からの意見を求め調整を図ることが重要である。なお、計画担当介護支援専門員は、入所者の状態を分析し、複数職種間で直接に意見調整を行う必要の有無について十分見極める必要があるものである。 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者またはその家族（以下この⑥において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、同項で定める他の担当者とは、医師、生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員および生活状況等に関係する者を指すものである。 ⑦～⑪ （現行とおり） ⑹ 介護(基準等条例第159条) ①～④ （現行とおり）	着型施設サービス計画および提供したサービスの評価を行い得るようにすることが重要である。 なお、ここでいう指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容には、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の行事および日課等も含むものである。 ⑥ サービス担当者会議等による専門的意見の聴取（第6項） 計画担当介護支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高い地域密着型施設サービス計画とするため、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の目標を達成するために、具体的なサービスの内容として何ができるかなどについて、地域密着型施設計画サービス原案に位置付けた指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の担当者からなるサービス担当者会議の開催または当該担当者への照会等により、専門的な見地からの意見を求め調整を図ることが重要である。なお、計画担当介護支援専門員は、入所者の状態を分析し、複数職種間で直接に意見調整を行う必要の有無について十分見極める必要があるものである。 なお、同項で定める他の担当者とは、医師、生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員および生活状況等に関係する者を指すものである。 ⑦～⑪ （省略）

新	旧
⑤「指定地域密着型介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。」とは、施設において褥瘡の予防のための体制を整備するとともに、介護職員等が褥瘡に関する基礎的知識を有し、日常的なケアにおいて配慮することにより、褥瘡発生の予防効果を向上させることを想定している。例えば、次のようなことが考えられる。 イ・ロ（現行とおり） ハ　医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等からなる褥瘡対策チームを設置する。 ニ・ホ（現行とおり） ⑥・⑦（現行とおり） ⑺　食事(基準等条例第160条) ①　食事の提供について 入所者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の入所者の栄養状態に応じた栄誉管理を行うとともに、摂食・嚥下機能その他の入所者の身体の状況や、食形態、嗜好等も配慮した適切な栄養量および内容とすること。また、入所者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。 ②～⑥（現行とおり） ⑦　食事内容の検討について 食事内容については、当該施設の医師または栄養士もしくは管理栄養士を含む会議において検討が加えられなければならないこと。 ⑻～⑽（現行とおり） ⑾　栄養管理 基準等条例第163条の2は、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者に対する栄養管理について、令和3年度より栄養マネジメント加算を廃止し、栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うことを踏まえ、管理栄養士が、入所者の栄養状態に応じて、計画的に行うべきことを定めたものである。ただし、栄養士のみが配置されている施設や栄養士または管理栄養士を置かないことができる施設については、併設施設や外部の管理栄養士の協力により行うこととする。栄養管理について、以下の手順により行うこととする。	⑹　介護(基準等条例第159条) ①～④（省略） ⑤「指定地域密着型介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。」とは、施設において褥瘡の予防のための体制を整備するとともに、介護職員等が褥瘡に関する基礎的知識を有し、日常的なケアにおいて配慮することにより、褥瘡発生の予防効果を向上させることを想定している。例えば、次のようなことが考えられる。 イ・ロ（省略） ハ　医師、看護職員、介護職員、栄養士等からなる褥瘡対策チームを設置する。 ニ・ホ（省略） ⑥・⑦（省略） ⑺　食事(基準等条例第160条) ①　食事の提供について 入所者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の入所者の栄養状態に応じた栄誉管理を行うよう努めるとともに、摂食・嚥下機能その他の入所者の身体の状況や、食形態、嗜好等も配慮した適切な栄養量および内容とすること。また、入所者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。 ②～⑥（省略） ⑦　食事内容の検討について 食事内容については、当該施設の医師または栄養士を含む会議において検討が加えられなければならないこと。 ⑻～⑽（省略） （新設）

新	旧
① 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能および食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成すること。栄養ケア計画の作成に当たっては、地域密着型施設サービス計画との整合性を図ること。なお、栄養ケア計画に相当する内容を地域密着型施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとすること。 ② 入所者ごとの栄養ケア計画に従い、栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録すること。 ③ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すこと。 ④ 栄養ケア・マネジメントの実務等については、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理および口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順および様式例の提示について」（令和3年3月16 日老認発 0316 第3号、老老発 0316 第2号）第4において示しているので、参考とされたい。 なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正条例付則第6項において、経過措置を設けており、令和6年3月 31 日までの間は、努力義務とされている。 ⑿ 口腔衛生の管理 基準等条例第163条の3は、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者に対する口腔衛生の管理について、令和3年度より口腔衛生管理体制加算を廃止し、基本サービスとして行うことを踏まえ、入所者の口腔の健康状態に応じて、以下の手順により計画的に行うべきことを定めたものである。 ① 当該施設において、歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言および指導を年2回以上行うこと。 ② ①の技術的助言および指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。なお、口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を地域密着型施設サービス計画の中に記載する場	（新設）

新	旧
合はその記載をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることができるものとすること。 イ　助言を行った歯科医師 ロ　歯科医師からの助言の要点 ハ　具体的方策 ニ　当該施設における実施目標 ホ　留意事項・特記事項 ③　医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言および指導または⑵の計画に関する技術的助言および指導を行うに当たっては、歯科訪問診療または訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。 なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正条例付則第7項において、経過措置を設けており、令和6年3月 31 日までの間は、努力義務とされている。 ⒀～⒄　（現行とおり） ⒅　運営規程 基準等条例第168条は、指定地域密着型介護老人福祉施設の適正な運営および入所者に対する適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保するため、同条第1号から第9号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定地域密着型介護老人福祉施設ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。 ①～③　（現行とおり） ④　非常災害対策（第7号） 基準等条例第168条第7号は、指定地域密着型通所介護に係る第59条の12第9号の規定と同趣旨であるため、第三の二の二の3の⑸の⑤を参照されたい。 ⑤　その他施設の運営に関する重要事項（第9号） 当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。 ⒆　勤務体制の確保等	⒁～⒂　（省略） ⒃　運営規程 基準等条例第168条は、指定地域密着型介護老人福祉施設の適正な運営および入所者に対する適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保するため、同条第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定地域密着型介護老人福祉施設ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。 ①～③　（省略） ④　非常災害対策（第6号） 基準等条例第168条第6号は、指定地域密着型通所介護に係る第59条の12第9号の規定と同趣旨であるため、第三の二の二の3の⑸の⑤を参照されたい。 ⑤　その他施設の運営に関する重要事項（第7号） 当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。 ⒄　勤務体制の確保等

新	旧
基準等条例第169条は、入所者に対する適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。	基準等条例第169条は、入所者に対する適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。
①～③ （現行とおり）	①～③ （省略）
④ 同条第3項の規定は、地域密着型通所介護に係る基準等条例第59条の13第3項と基本的に同趣旨であるため、第三の二の二の3の⑹③を参照されたいこと。	（新設）
⑤ 同条第4項の規定は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基準等条例第32条第5項と基本的に同趣旨であるため、第三の一の4の(22)⑥を参照されたいこと。	（新設）
⑳ 業務継続計画の策定等 基準等条例第177条の規定により指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業について準用される基準等条例第32条の2の規定については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、第三の五の4の⑿を参照されたい。	（新設）
㉑ 衛生管理等	⒅ 衛生管理等
① （現行とおり）	① （省略）
② 同条第2項に規定する感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のイからニまでの取扱いとすること。	② 同条第2項に規定する感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のイからニまでの取扱いとすること。
イ 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該施設における感染対策委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、管理栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務および役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。	イ 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務および役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染

新	旧
感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、基準等条例175条第1項(3)に規定する事故発生の防止のための委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が感染対策委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。 また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 ロ 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針 当該施設における「感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針」には、平常時の対策および発生時の対応を規定する。 平常時の対策としては、施設内の衛生管理(環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等)、日常のケアにかかる感染対策(標準的な予防策(例えば、血液・体液・分泌液・排泄物(便)などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め)、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、区における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。また、発生時における施設内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。	症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、基準等条例175条第1項(3)に規定する事故発生の防止のための委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が感染対策委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。 また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 ロ 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針 当該施設における「感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針」には、平常時の対策および発生時の対応を規定する。 平常時の対策としては、施設内の衛生管理(環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等)、日常のケアにかかる感染対策(標準的な予防策(例えば、血液・体液・分泌液・排泄物(便)などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め)、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、区における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。また、発生時における施設内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」(http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1(厚生労働

新	旧
ハ　感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修 　介護職員その他の従業者に対する「感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。 　職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、施設内での研修で差し支えない。 ニ　感染症の予防およびまん延の防止のための訓練 　平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針および研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。 　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上および実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 　なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正条例付則第8項において、経過措置を設けており、令和6年3月 31 日までの間は、努力義務とされている。 ホ　（現行とおり） (22)～(24)　（現行とおり） (25)　事故発生の防止および発生時の対応（基準等条例第175条）	省ホームページ「「高齢者介護施設における感染対策マニュアル（平成 25 年3月）」の公表について」にて掲載）を参照されたい。 ハ　感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修 　介護職員その他の従業者に対する「感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。 　職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。 （新設） ニ　（省略） (19)～(21)　（省略） (22)　事故発生の防止および発生時の対応（基準等条例第175条）

新	旧
①・②　（現行とおり） ③　事故発生の防止のための委員会（第1項第3号） 　指定地域密着型介護老人福祉施設における「事故発生の防止のための検討委員会」（以下「事故防止検討委員会」という。）は、介護事故発生の防止および再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成し、構成メンバーの責務および役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。事故防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 　なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。事故防止検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。 　また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 ④　（現行とおり） ⑤　事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者（第1項第4号） 　指定地域密着型介護老人福祉施設における事故発生を防止するための体制として、①から④までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、事故防止検討委員会の安全対策担当者と同一の従業者が務めることが望ましい。 ⑥　（現行とおり） (26)　虐待の防止	①・②　（省略） ③　事故発生の防止のための委員会（第1項第3号） 　指定地域密着型介護老人福祉施設における「事故発生の防止のための検討委員会」（以下「事故防止検討委員会」という。）は、介護事故発生の防止および再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務および役割分担を明確にするとともに、専任の安全対策を担当する者を決めておくことが必要である。 　なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、感染対策委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が事故防止検討委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。事故防止検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。 　また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 ④　（省略） （新設） ⑤　（省略）

新	旧
基準等条例第177条の規定により指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業について準用される基準等条例第40条の2の規定については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、第3の五の4の⒁を参照されたい。	（新設）
⑵⑺ 記録の整備 地域密着型通所介護の場合と同趣旨であるため、第三の二の二の3の⒀を参照されたい。	（新設）
⑵⑻ 準用 基準等条例第177条の規定により、基準等条例第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15および第59条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設に準用されるものであるため、第三の一の4の⑵、⑶、⑸、⑹、⒁、⒅、⒇、⑵⑻および⑶⑵ならびに第三の二の二の3の⑷、⑻および⑩の①から④までを参照されたい。この場合において、準用される基準等条例第59条の17第1項から第4項までの規定について、運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととすること。	⑵⑶ 準用 基準等条例第177条の規定により、基準等条例第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第59条の11、第59条の15および第59条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設に準用されるものであるため、第三の一の4の⑴、⑵、⑷、⑸、⒀、⒄、⑵⑸および⑵⑻ならびに第三の二の二の3の⑷、⑺および⑨の①から④までを参照されたい。この場合において、準用される基準等条例第59条の17第1項から第4項までの規定について、運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととすること。
5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設	5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設
⑴ （現行とおり）	⑴ （省略）
⑵ 設備に関する要件（基準等条例第180条）	⑵ 設備に関する要件（基準等条例第180条）
①～③ （現行とおり）	①～③ （省略）
④ 居室（第1号ア）	④ 居室（第1号ア）
イ （現行とおり）	イ （省略）
ロ 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けなければならない。この場合、「当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設け」られる居室とは、次の3つをいう。	ロ 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けなければならない。この場合、「当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設け」られる居室とは、次の3つをいう。
a 当該共同生活室に隣接している居室	（イ） 当該共同生活室に隣接している居室
b 当該共同生活室に隣接してはいないが、aの居室と隣接している居室	（ロ） 当該共同生活室に隣接してはいないが、（イ）の居室と隣接している居室

新	旧
c　その他当該共同生活室に近接して一体的に設けられている居室（他の共同生活室のイおよびロに該当する居室を除く。） ハ　ユニットの入居定員 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから、1のユニットの入居定員は、おおむね10人以下とすることを原則とする。 ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であって、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、入居定員が15人までのユニットも認める。	（ハ）　その他当該共同生活室に近接して一体的に設けられている居室（他の共同生活室のイおよびロに該当する居室を除く。） ハ　ユニットの入居定員 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから、1のユニットの入居定員は、10人以下とすることを原則とする。ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であって、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、入居定員が10人を超えるユニットも認める。なお、この場合にあっても、次の2つの要件を満たさなければならない。 （イ）　入居定員が10人を超えるユニットにあっては、「おおむね10人」と言える範囲内の入居定員であること。 （ロ）　入居定員が10人を超えるユニットの数は、当該施設の総ユニット数の半数以下であること。
ニ　居室の床面積等（経過措置） ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた箪笥などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。 a　（現行とおり） b　ユニット型個室的多床室 令和3年4月1日に現に存するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（基本的な設備が完成しているものを含み、令和3年4月1日以降に増築され、または全面的に改築された部分を除く。）において、ユニットに属さない居室を改修してユニットが造られている場合であり、床面積が、10．65平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）であるもの。この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。	ニ　居室の床面積等 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた箪笥などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。 （イ）　（省略） （ロ）　ユニット型個室的多床室 ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、10．65平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とすること。この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

新	旧
壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。 居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても個室的多床室としては認められない。 また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、個室的多床室としては認められないものである。 入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に2人部屋とするときは21．3㎡以上とすること。 なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室がaの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。	壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。 居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても個室的多床室としては認められない。 また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、個室的多床室としては認められないものである。 入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に2人部屋とするときは21．3㎡以上とすること。 なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室が(ア)の要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。
⑤～⑨ （現行とおり）	⑤～⑨ （省略）
⑶ 利用料等の受領	⑶ 利用料等の受領
第三の七の4第3号は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において第三の七の4の第3号の①および②中「基準等条例第156条」とあるのは「基準等条例第181条」と読み替えるものとする。	第3の七の4第3号は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において第3の七の4の第3号の①および②中「基準等条例第156条」とあるのは「基準等条例第181条」と読み替えるものとする。
⑷～⑺ （現行とおり）	⑷～⑺ （省略）
⑻ 運営規程（基準等条例第186条）	⑻ 運営規程（基準等条例第186条）
① （現行とおり）	① （省略）
② 第三の七の4の⒅の①および③から⑤までは、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第三の七の4の⒅中「第168条」とあるのは「第186条」と、「同条第1号から第9号まで」とあるのは「同条第1号から第10号まで」と、同③中「第5号」とあるのは「第6号」と、同④中「第7号」とあるのは「第8号」と、同⑤中「第9号」とあるのは「第10号」と読み替えるものとする。	② 第三の七の4の⒂の①および③から⑤までは、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第三の七の4の⒂中「第168条」とあるのは「第186条」と、「同条第1号から第7号まで」とあるのは「同条第1号から第8号まで」と、同③中「第5号」とあるのは「第6号」と、同④中「第6号」とあるのは「第7号」と、同⑤中「第7号」とあるのは「第8号」と読み替えるものとする。
⑼ 勤務体制の確保等	⑼ 勤務体制の確保等

新	旧
①・②　（現行とおり） ③　令和3年4月1日以降に、入居定員が 10 を超えるユニットを整備する場合においては、令和3年改正条例付則第10項の経過措置に従い、夜勤時間帯（午後 10 時から翌日の午前5時までを含めた連続する 16 時間をいい、原則として事業所または施設ごとに設定するものとする。以下同じ。）を含めた介護職員および看護職員の配置の実態を勘案し、次のとおり職員を配置するよう努めるものとする。 a　日勤時間帯の介護職員および看護職員の配置 ユニットごとに常時1人の配置に加えて、当該ユニットにおいて日勤時間帯（夜勤時間帯に含まれない連続する8時間をいい、原則として事業所または施設ごとに設定するものとする。以下同じ。）に勤務する別の従業者の1日の勤務時間数の合計を8で除して得た数が、入居者の数が 10 を超えて1を増すごとに 0.1 以上となるように介護職員または看護職員を配置するよう努めること。 b　夜勤時間帯の介護職員および看護職員の配置 2ユニットごとに1人の配置に加えて、当該2ユニットにおいて夜勤時間帯に勤務する別の従業者の1日の勤務時間数の合計を 16 で除して得た数が、入居者の合計数が 20 を超えて2またはその端数を増すごとに 0.1 以上となるように介護職員または看護職員を配置するよう努めること。 なお、基準省令第 167 条第2項第1号および第2号に規定する職員配置に加えて介護職員または看護職員を配置することを努める時間については、日勤時間帯または夜勤時間帯に属していればいずれの時間でも構わず、連続する時間である必要はない。当該ユニットにおいて行われるケアの内容、入居者の状態等に応じて最も配置が必要である時間に充てるよう努めること。 ④　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における勤務体制の確保等については、上記の①および②によるほか、第三の七の4の⒃を準用する。この場合において、第3の七の4の⒃中「第169条」とあるのは「第187条」と、同②中「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、同③中「同条第3項」とあるのは「同条第4項」と読み替えるものとする。	①・②　（省略） （新設） ③　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における勤務体制の確保等については、上記の①および②によるほか、第三の七の4の⒃を準用する。この場合において、第3の七の4の⒃中「第169条」とあるのは「第187条」と、同②中「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、同③中「同条第3項」とあるのは「同条第4項」と読み替えるものとする。

新	旧
⑽　準用 基準等条例第189条の規定により、基準等条例第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条までおよび第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に準用されるものであるため、第三の一の4の⑵、⑶、⑸、⑹、⒁、⒅、㉕、㉘および㉜、第三の二の二の3の⑷、および⑽の①から④までならびに第三の七の4の⑴、⑵、⑸、⑻、⑽から⒄までおよび⒇から㉗までを参照されたい。この場合において、準用される基準等条例第59条の17第1項から第4項までの規定について、運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととすること。	⑽　準用 基準等条例第189条の規定により、基準等条例第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条までおよび第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に準用されるものであるため、第三の一の4の⑴、⑵、⑷、⑸、⒀、⒄、(25)および(28)ならびに第三の二の二の3の⑷、⑺および⑼の①から④までを参照されたい。この場合において、準用される基準等条例第59条の17第1項から第4項までの規定について、運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととすること。
八　看護小規模多機能型居宅介護	八　看護小規模多機能型居宅介護
1　基本方針(基準等条例第190条)　(現行とおり)	1　基本方針(基準等条例第190条)　(省略)
2　人員に関する基準	2　人員に関する基準
⑴　従業者の員数等(基準等条例第191条)	⑴　従業者の員数等(基準等条例第191条)
①　サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の実施要件 基準等条例第191条第8項の規定によるサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の実施に当たっては、次の要件を満たす必要があること。	①　サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の実施要件 基準等条例第191条第8項の規定によるサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の実施に当たっては、次の要件を満たす必要があること。
イ　サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定居宅サービス事業等その他の保健医療または福祉に関する事業について3年以上の経験を有するものである必要があるが、この場合、指定看護小規模多機能型居宅介護以外の事業の経験についても当該経験に算入できることに留意すること。また、「3年以上の経験」については、当該指定日において満たしている必要があり、休止等、事業を運営していない期間は除いて計算すること。	イ　サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有するものである必要があるが、この場合、指定看護小規模多機能型居宅介護以外の事業の経験についても当該経験に算入できることに留意すること。また、「3年以上の経験」については、当該指定日において満たしている必要があり、休止等、事業を運営していない期間は除いて計算すること。
ロ　サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所は、本体事業所(指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、緊急時訪問看護加算の届出をしており適切な看護サービスを提供できる当該事業所	ロ　サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所は、本体事業所(指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、緊急時訪問看護加算の届出をしており適切な看護サービスを提供できる当該事業所に対

新	旧
に対する支援機能を有する事業所をいう。以下、この号において同じ。)を有する必要があるが、ここでいう「支援機能を有する事業所」については、当該本体事業所が次のいずれかに該当することを指すものであること。 a　事業開始以降1年以上の本体事業所としての実績を有すること。 b　当該本体事業所の登録者数が、当該本体事業所において定められた登録定員の 100 分の 70 を超えたことがあること。 ハ　サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所は、本体事業所との密接な連携を確保しつつ、運営するものであるため、次に掲げる要件をいずれも満たす必要があること。 a　本体事業所とサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の距離は、自動車等による移動に要する時間が概ね 20 分以内の近距離であること。 b　(現行とおり) ニ　本体事業所とサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所は、同一の日常生活圏域内に所在することが望ましいが、隣接する市町村における指定看護小規模多機能型居宅介護事業所とすることも差し支えないものである。なお、区長は、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の指定に当たっては、他の地域密着型サービスの指定の場合と同様、あらかじめ区に設置される地域密着型サービス運営委員会等の意見を聴き、必要があると認められる場合は、指定の際に条件を付す等により、事業の適正な運営に当たっての措置を講ずること。 ②　看護小規模多機能型居宅介護従業者 イ～ニ　(現行とおり) ホ　看護小規模多機能型居宅介護従事者のうち常勤換算方法で2．5以上の者は、保健師、看護師または准看護師(以下「看護職員」という。)でなければならないこととされおり、うち1以上は常勤の保健師または看護師とするものである。また、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所において、看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち常勤換算方法で 1.0 以上の者は看護職員であるものとし、本体事業所の看護職員は適切にサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者を支援するものとする。	する支援機能を有する事業所をいう。以下、この号において同じ。)を有する必要があるが、ここでいう「支援機能を有する事業所」については、当該本体事業所が次のいずれかに該当することを指すものであること。 a　事業開始以降1年以上の本体事業所としての実績を有すること b　当該本体事業所の登録者数が、当該本体事業所において定められた登録定員の 100 分の 70 を超えたことがあること ハ　サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所は、本体事業所との密接な連携を確保しつつ、運営するものであるため、次に掲げる要件をいずれも満たす必要があること。 a　本体事業所とサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の距離は、自動車等による移動に要する時間が概ね 20 分以内の近距離であること b　(省略) ニ　本体事業所とサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所は、同一の日常生活圏域内に所在することが望ましいが、隣接する市町村における指定看護小規模多機能型居宅介護事業所とすることも差し支えないものである。ホ　なお、市町村長は、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の指定に当たっては、他の地域密着型サービスの指定の場合と同様、あらかじめ市町村に設置される地域密着型サービス運営委員会等の意見を聴き、必要があると認められる場合は、指定の際に条件を付す等により、事業の適正な運営に当たっての措置を講ずること。 ②　看護小規模多機能型居宅介護従業者 イ～ニ　(省略) ホ　看護小規模多機能型居宅介護従事者のうち常勤換算方法で2．5以上の者は、保健師、看護師または准看護師(以下、「看護職員」という。)でなければならないこととされおり、うち1以上は常勤の保健師または看護師とするものである。また、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所において、看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち常勤換算方法で 1.0 以上の者は看護職員であるものとし、本体事業所の看護職員は適切にサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者を支援するものとする。

新	旧
へ～ヌ （現行とおり） ③ 介護支援専門員等 イ･ロ （現行とおり） ハ 介護支援専門員は、基本的には、①登録者の小規模多機能型居宅介護以外の居宅サービスを含めた「居宅サービス計画」の作成、②法定代理受領の要件である小規模多機能型居宅介護の利用に関する区への届出の代行、③小規模多機能型居宅介護の具体的なサービス内容等を記載した「小規模多機能型居宅介護計画」の作成の業務に従事するものである。 ニ 施行規則第65条の4第2号に基づく区への届出については、居宅サービスにおける例にならった標準様式とすること。 ホ サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所においては、介護支援専門員を配置せず、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者（以下「研修修了者」という。）を配置することができることとされているが、研修修了者はサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に係る看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に従事するものであり、ハの①の居宅サービス計画の作成および②の区への届出の代行については、本体事業所の介護支援専門員が行わなければならないこと。 ⑵ 管理者（基準等条例第192条） ① （現行とおり） ② 管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護等の職員または訪問介護員等として、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者であることが必要である。さらに、管理者としての資質を確保するために、指定を受ける際（指定を受けた後に管理者の変更の届出を行う場合を含む。）に、第 113 号告示第二号に規定する研修を修了しているものまたは保健師もしくは看護師とする。なお、当該研修は具体的には地域密着研修通知1の⑴の「認知症対応型サービス事業管理者研修」を指すものである。ただし、管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の東京都における研修の開催状況等を踏ま	へ～ヌ （省略） ② 介護支援専門員等 イ･ロ （省略） ハ 介護支援専門員は、基本的には、①登録者の小規模多機能型居宅介護以外の居宅サービスを含めた「居宅サービス計画」の作成、②法定代理受領の要件である小規模多機能型居宅介護の利用に関する市町村への届出の代行、③小規模多機能型居宅介護の具体的なサービス内容等を記載した「小規模多機能型居宅介護計画」の作成の業務に従事するものである。 ニ 施行規則第65条の4第2号に基づく品川区への届出については、居宅サービスにおける例にならった標準様式とすること。 ホ サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所においては、介護支援専門員を配置せず、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者（以下「研修修了者」という。）を配置することができることとされているが、研修修了者はサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に係る看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に従事するものであり、ハの①の居宅サービス計画の作成及び②の市町村への届出の代行については、本体事業所の介護支援専門員が行わなければならないこと。 ⑵ 管理者（基準等条例第192条） ① （省略） ② 管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護等の職員または訪問介護員等として、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者であることが必要である。さらに、管理者としての資質を確保するために、指定を受ける際（指定を受けた後に管理者の変更の届出を行う場合を含む。）に、第 113 号告示第二号に規定する研修を修了しているものまたは保健師もしくは看護師とする。なお、当該研修は具体的には地域密着研修通知1の⑴の「認知症対応型サービス事業管理者研修」を指すものである。

新	旧
え、新たに管理者を配置し、かつ、区からの推薦を受けて東京都に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えない。	
③～⑤ （現行とおり）	③～⑤ （省略）
⑶ （現行とおり）	⑶ （省略）
3 設備に関する基準 （現行とおり）	3 設備に関する基準 （省略）
4 運営に関する基準	4 運営に関する基準
⑴～⑷ （現行とおり）	⑴～⑷ （省略）
⑸ 業務継続計画の策定等	（新設）
基準等条例第202条の規定により指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用される基準等条例第32条の2の規定については、地域密着型通所介護と同様であるので、第三の二の二の3の⑺を参照されたい。	
⑹ 衛生管理等	（新設）
基準等条例第202条の規定により指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用される基準等条例第59条の16の規定については、地域密着型通所介護と同様であるので、第三の二の二の3の⑼を参照されたい。	
⑺ 虐待の防止	（新設）
基準等条例第202条の規定により指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用される基準等条例第40条の2の規定については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、第三の二の4の⑶1を参照されたい。	
⑻ 記録の整備（基準等条例第201条）	⑸ 記録の整備（基準等条例第201条）
指定地域密着型通所介護の場合と同趣旨であるため、第三の二の二の3の⒀を参照されたい。	
また、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院または診療所である場合には、基準等条例第201条第2項により保存すべき記録のうち、主治の医師による指示の文書および看護小規模多機能型居宅介護報告書については、診療記録の保存で差し支えない。	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院または診療所である場合には、基準等条例第201条第2項により保存すべき記録のうち、主治の医師による指示の文書および看護小規模多機能型居宅介護報告書については、診療記録の保存で差し支えない。
⑼ 準用（基準等条例第202条）	⑹ 準用（基準等条例第202条）

新	旧
基準等条例第202条の規定により、基準等条例第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条までおよび第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用されるものであるため、第三の一の4の(2)から(6)まで、(12)、(14)、(18)、(25)から(28)まで、(30)および(32)、第三の二の二の3の(4)、(6)および(10)ならびに第三の四の4の(1)から(4)まで、(6)から(8)まで、(10)、(11)および(13)から(21)までを参照されたい。この場合において、準用される基準等条例第59条の17の規定について、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、1年に1回以上、サービスの改善および質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行うこととし、実施に当たっては以下の点に留意すること。また、運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととするとともに、外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行うこと。 イ～ニ　（現行とおり） ホ　指定看護小規模多機能型居宅介護の特性に沿った自己評価および外部評価の在り方については、令和2年度老人保健健康増進等事業「看護小規模多機能型居宅介護事業所および療養通所介護事業所の業務負担軽減に関する事業」（公益財団法人日本訪問看護財団）を参考に行うものとし、サービスの改善および質の向上に資する適切な手法により行うこと。	基準等条例第202条の規定により、基準等条例第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条までおよび第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用されるものであるため、第三の一の4の(1)から(5)まで、(11)、(13)、(17)、(23)から(25)まで、(27)および(28)ならびに第三の二の二の3の(4)、(6)、(8)および(9)ならびに第三の四の4の(1)から(3)、(5)の①および②、(6)、(7)、(9)、(10)および(12)から(17)を参照されたい。この場合において、準用される基準等条例第59条の17の規定について、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、1年に1回以上、サービスの改善および質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行うこととし、実施にあたっては以下の点に留意すること。また、運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととするとともに、外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行うこと。 イ～ニ　（省略） ホ　指定看護小規模多機能型居宅介護の特性に沿った自己評価および外部評価の在り方については、平成 26 年度老人保健健康増進等事業「複合型サービスにおける自己評価・外部評価のあり方に関する調査研究事業」（三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社）を参考に行うものとし、サービスの改善および質の向上に資する適切な手法により行うこと。
第四　地域密着型介護予防サービス 一　地域密着型介護予防サービスに関する基準について　（現行とおり） 二　個別サービスの相違点　（現行とおり） 三　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 1　介護予防認知症対応型通所介護 (1)　（現行とおり）	第四　地域密着型介護予防サービス 一　地域密着型介護予防サービスに関する基準について　（省略） 二　個別サービスの相違点　（省略） 三　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 1　介護予防認知症対応型通所介護 (1)　（省略）

新	旧
⑵　指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針 ①～⑥　（現行とおり） ⑦　介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防認知症対応型通所介護事業者については、第三の一の4の⑰⑫を準用する。この場合において、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」とあるのは「介護予防認知症対応型通所介護計画」と読み替えるものとする。 2　介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑴　（現行とおり） ⑵　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針 ①～⑦　（現行とおり） ⑧　介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスを短期間提供する場合で、介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している介護予防小規模多機能型居宅介護事業者については、第三の四の4の⑨④を準用する。この場合において、「小規模多機能型居宅介護計画」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護計画」と読み替えるものとする。 ⑶　介護等 ①　（現行とおり） ②　同条第2項は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護のサービスを事業所の従業者に行わせなければならないことを定めたものであり、例えば、利用者の負担によって指定介護予防小規模多機能型居宅介護の一部を付添者等に行わせることがあってはならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の負担により、介護予防訪問入浴介護等のサービスの利用に供することは差し支えない。 ③　（現行とおり） ⑷　（現行とおり） 3　介護予防認知症対応型共同生活介護 ⑴　（現行とおり） ⑵　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針 ①～⑤　（現行とおり）	⑵　指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針 ①～⑥　（省略） ⑦　介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防認知症対応型通所介護事業者については、第三の一の4の⑯⑫を準用する。この場合において、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」とあるのは「介護予防認知症対応型通所介護計画」と読み替えるものとする。 2　介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑴　（省略） ⑵　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針 ①～⑦　（省略） ⑧　介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスを短期間提供する場合で、介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している介護予防小規模多機能型居宅介護事業者については、第三の四の4の⑧④を準用する。この場合において、「小規模多機能型居宅介護計画」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護計画」と読み替えるものとする。 ⑶　介護等 ①　（省略） ②　同条第2項は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護のサービスを事業所の従業者に行わせなければならないことを定めたものであり、例えば、利用者の負担によって指定介護予防小規模多機能型居宅介護の一部を付添者等に行わせることがあってはならない。 ③　（省略） ⑷　（省略） 3　介護予防認知症対応型共同生活介護 ⑴　（省略） ⑵　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針 ①～⑤　（省略）

新	旧
⑥　介護予防認知症対応型共同生活介護事業所におけるサービスを短期間提供する場合で、介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している介護予防認知症対応型共同生活介護事業者については、第三の四の4の⑼④を準用する。この場合において、「小規模多機能型居宅介護計画」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護計画」と読み替えるものとする。 ⑶　（現行とおり） 第五　雑則 1　電磁的記録について 基準等条例第206条第1項は、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型サービスの提供に当たる者等（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この条例で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。 ⑴　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 ⑵　電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 ①　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル、磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ②　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル、磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ⑶　その他、基準等条例第206条第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、⑴および⑵に準じた方法によること。 ⑷　また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 2　電磁的方法について	⑥　介護予防認知症対応型共同生活介護事業所におけるサービスを短期間提供する場合で、介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している介護予防認知症対応型共同生活介護事業者については、第三の四の4の⑻④を準用する。この場合において、「小規模多機能型居宅介護計画」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護計画」と読み替えるものとする。 ⑶　（省略） （新設）

新	旧
基準等条例第206条第2項は、利用者およびその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上ならびに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されているまたは想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。 (1) 電磁的方法による交付は、基準等条例第9条第2項から第6項までおよび予防基準第 11 条第2項から第6項までの規定に準じた方法によること。 (2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月 19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。 (3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名または記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月 19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。 (4) その他、基準等条例第206条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、基準もしくは予防基準またはこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。 (5) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。	